# 人権が尊重される共生社会の実現を目指して

## ～社会教育における人権教育に関する調査研究～

令和６（2024）年３月

栃木県総合教育センター

# はじめに

人権に関する諸制度の整備や各種施策の推進が図られ、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、人権を尊重する社会が築かれてきています。一方で、社会の国際化、情報化の進展や高齢化の進行等に伴って、以前から根強く残る部落差別（同和問題）やハンセン病元患者への差別に加え、子どもや高齢者、障害者、性的マイノリティなどに対する人権問題など、人権に関する様々な課題が顕在化しています。こうした社会の変化の中で、共生社会の実現に向け、関係機関等と連携しながら、多様性への理解を促す学習機会の充実を図ることが求められています。

栃木県では、全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向け、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を推進してきました。また、栃木県教育委員会においては、令和３（2021）年２月に策定された「栃木県教育振興基本計画 2025」における基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育の充実に向けた連携体制の整備」、「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」、「人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実」に取り組むこととしています。また、同年３月に策定された「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」では、「人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実」を基本施策に掲げ、「人権意識を高める学習活動の推進」に取り組み、共生社会の実現に向け、市町や関係機関、団体等と連携し、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるよう人権意識を高める学習活動を支援していくこととしています。

社会教育における人権教育では、県内各所において生涯学習の各種施策を通じ、人権に関する多様な学習機会を提供し学習者の主体的な学習を促すことで、人権尊重の理念について理解を深めるように努め、人権尊重の精神の涵養をねらいとして推進されています。本報告書では、県内各市町の社会教育における人権教育の取組状況を明らかにすることで、今後の取組の方向性について考えられるよう、本県の人権教育推進充実のための資料としてまとめました。

県総合教育センターといたしましては、今回の調査を基に、研修事業や市町等への支援活動の充実に取り組んでいきたいと考えております。また、関係機関の皆様におかれましても、今後の人権教育の推進に役立てていただければ幸いです。

最後に、本調査研究を進めるにあたり、御多忙の中御協力いただきました関係の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和６（2024）年３月

栃木県総合教育センター　所長　大髙　栄男

# 目次

はじめに ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 1

第１章　調査研究の背景と目的 ―――――――――――――――――――――――――― 3

第２章　本県社会教育における人権教育の取組状況に関する調査（質問紙調査） ― 4

１　調査の方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

２　質問紙調査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（１）人権課題の把握・対応について…… 6

（２）人権教育の推進について…… 8

（３）人権教育・啓発に関する事業の実施状況について…… 11

（４）「人権に関する社会教育指導資料」の活用状況について… 21

第３章　調査の分析・考察 ―――――――――――――――――――――――――― 27

１　人権課題の把握に基づく計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

２　人権教育の推進に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

３　「人権に関する社会教育指導資料」の活用 ・・・・・・・・・・・・・ 32

第４章　まとめ ―――――――――――――――――――――――――――――――― 34

参考・引用文献、参考資料 ―――――――――――――――――――――――――― 35

# 第１章　調査研究の背景と目的

平成 12（2000）年 12 月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 14（2002）年３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。基本計画においては、人権の大切さについて理解を深める教育の取組や、重要な人権課題（女性、子ども、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、犯罪被害者等インターネットによる人権侵害など）に対する教育の取組について盛り込まれている。特に社会教育分野では、生涯の各時期に応じ、各人の自発的意志に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館などの社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会が提供されてきた。

栃木県教育委員会は、平成 13（2001）年 11 月に決定した「栃木県人権教育基本方針」に基づき、平成 15（2003）年４月施行の「栃木県人権尊重の社会づくり条例」及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」等を踏まえ、県内全ての学校、全ての地域において人権尊重の精神の涵養を目的に、人権教育を積極的に推進してきた。

これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在し、昨今の社会の急激な変化による価値観の変化に伴い、新たな人権問題も生じている。

栃木県では、「人権が尊重される平和で豊かな社会の実現」を目指して、様々な人権に関する施策に取り組んでおり、令和３年には「人権に関する県民意識調査」を実施した。調査結果を見ると、基本的人権の尊重について、「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせた『尊重されている』は 63.7％となっている。また、自分の人権を「侵害されたことがある」と答えた方は 26.5％となっていて、人権を尊重する社会の実現は道半ばといえる。また、人権尊重社会の実現のための取組について、「学校教育・社会教育における人権教育を充実すること」が必要であると回答した割合は 70.3％と最も多く、あらゆる場において人権教育を推進していくことが求められている。

今後も様々な人権問題に対応するため多様な学習機会を通して、人権尊重の理念について理解を深める取組を推進することが重要で、社会教育における人権教育を推進していくためには、関係各所で行われている人権教育・啓発の取組状況を理解し、今後の在り方を検討する必要がある。

そこで、これらの背景を受け、以下の目的のために調査研究を実施した。

（１）栃木県内の各市町教育委員会社会教育主管課に対して、「社会教育における人権教育の取組状況に関する調査」を行い、人権課題の把握やその対応、人権教育に関する事業の実施状況、人権に関する社会教育指導資料の活用状況などの現状を把握する。

（２）調査の分析から、社会教育における人権教育の今後の取組の方向性及び人権教育指導者育成の在り方について考察する。特に、学習機会の提供については、学習内容や学習方法等についてどのような在り方が望ましいか、県としてどのような支援・方策が望ましいか考察する。

# 第２章　本県社会教育における人権教育の取組状況に関する調査（質問紙調査）

## １　調査の方法等

### （１）　調査の目的

県内各市町の社会教育における人権教育の取組状況について調査し、社会教育における人権教育の今後の取組の方向性、及び県における人権教育指導者育成の在り方について考えるなど、本県の人権教育推進の充実に向けた基礎資料とする。

### （２）　調査対象

栃木県各市町教育委員会社会教育主管課の人権教育担当職員またはその業務に携わる方 25 名

### （３）　実施時期

令和５（2023）年 11 月

### （４）　調査方法

質問紙調査、全数調査

### （５）　調査内容

・人権課題の把握・対応について
・人権教育の推進について
・人権教育・啓発に関する事業の実施状況について
・人権に関する社会教育指導資料の活用状況について

### （６）　回答数及び回答率

| | | |
|---|---|---|
| ア | 調査対象 | 25 市町・25 名 |
| イ | 回答数 | 25 市町・25 名 |
| ウ | 回答率 | 100．0％ |

### （７）　集計の処理

回答率（各回答の百分率比）は、小数第１位を四捨五入し整数値で表した。単数回答の百分率の合計は 100％であるが、四捨五入のために合計が見かけ上 100％にならないことがある。

**＊調査結果を見る際の注意点＊**

具体的な名称を挙げると市町が特定される恐れがある場合については、以下のように修正している。

●「市民」「町民」、「市」「町」等の言葉を「市町民」「市町」で統一する。
●具体的な名称を一般的な名称に置き換える。

（資料「質問紙調査の内容」）　　※実際の質問紙は、巻末に参考資料として提示している。

| 調査項目（大分類） | 調査項目（小分類） | |
|---|---|---|
| 基本属性 | 市町名 | ○○市、○○町 |
| | 所　属 | ○○課 |
| | 氏　名 | 自由回答 |
| | 連絡先電話番号 | 自由回答 |
| | 職　名 | 自由回答 |
| 課題の把握<br>推進体制 | 人権課題の把握方法・頻度 | アンケート（インターネット）、アンケート（紙）、ヒアリング、その他<br>○年に△回（自由回答） |
| | 必要性の高い人権課題 | 主な人権課題からの選択 |
| | 他部局との連携状況 | 国の機関、同じ自治体の他部局、民間団体、地域の協議会等、教育機関、その他 |
| | 人権教育推進上の課題 | 自由回答 |
| 取組状況 | 事業の実施方法 | 資料制作、講座（市民向け）、研修（職員向け）、コンクール・作品展示、調査研究、助成、その他 |
| | 事業実施による成果・課題 | 自由回答 |
| | 講座・研修実施の人権課題 | 主な人権課題（抜粋）からの選択 |
| | 講座・研修の名称 | 講座・研修名についての自由回答 |
| | 講座・研修の主催部署 | 社会教育主管課、同じ自治体の他部局、国の機関、県の機関、民間団体、教育機関、地域の協議会、企業、その他 |
| | 講座・研修実施の形態 | 人権教育中心の連続講座、人権教育中心の単発講座、他目的の連続講座の中での人権教育の取扱い、他目的の単発講座の中での人権教育の取扱い、その他 |
| | 講座・研修の参加対象 | 地域住民、行政職員、その他 |
| | 講座・研修の実施場所 | 公民館・生涯学習センター、市民・町民会館・ホール、集会所・隣保館、役所・庁舎、学校、図書館・博物館・美術館等、その他 |
| | 講座・研修の学習方法 | シンポジウム、講演、フィルムフォーラム、ワークショップ、その他 |
| | 講座・研修の定員 | 自由回答 |
| | 講座・研修の実施回数 | 自由回答 |
| | 講座・研修の実施時間 | 10 分単位による自由回答 |
| | 各講座・研修の特記事項 | 自由回答 |
| | 事業を実施しない理由 | 自由回答 |
| 人権教育指導資料の活用状況 | 指導資料の活用の有無 | 有、無 |
| | 指導資料の活用場面 | 講座（市民向け・人権関係講座）、講座（市民向け・人権以外の講座）、研修（職員向け）、その他 |
| | 指導資料の活用時間 | 10 分単位による自由回答 |
| | 指導資料活用上の成果・課題 | 自由回答 |

主な人権課題：女性（男女共同参画）、子ども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者及び元患者、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認にかかわる人権問題、ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題、北朝鮮当局による拉致問題等、犯罪被害者とその家族、災害に伴う人権問題、その他

## ２　質問紙調査の結果

### （１）人権課題の把握・対応について

問１　　貴市町では、管内の人権課題についてどのような方法で把握し、どれくらいの頻度で実施していますか。

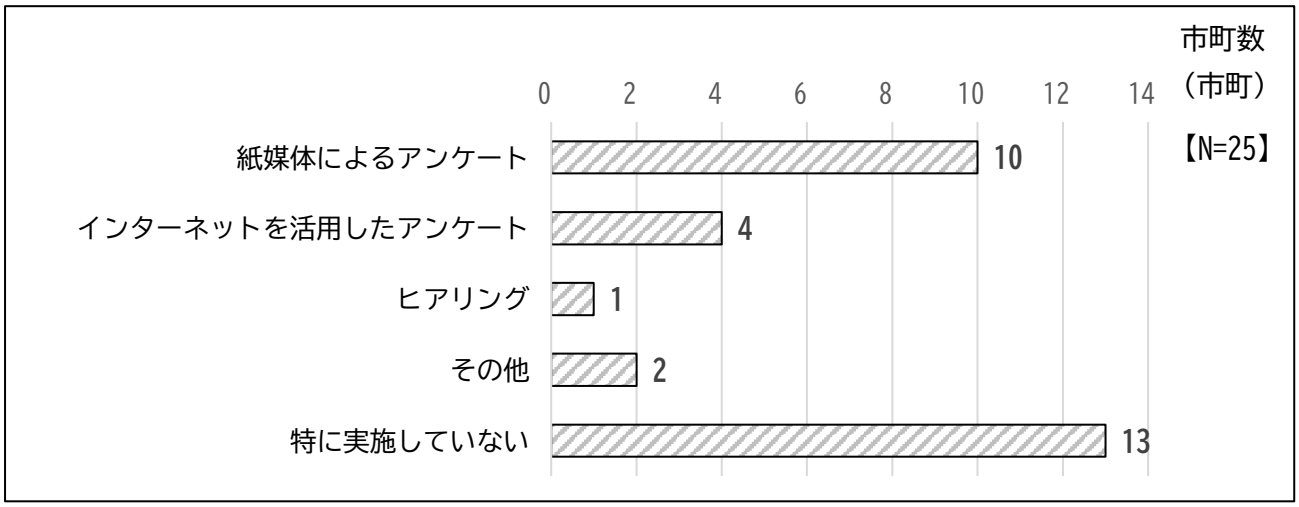


図１　人権課題の把握方法（問１の回答状況・複数回答）

〔「その他」で挙げられた把握方法〕
・特設人権相談所の開設…１市町　　・市町の人権施策推進審議会…１市町

〔実施頻度〕
○紙媒体によるアンケート
・１年に４回…１市町　　・１年に２回…１市町　　・１年に１回…２市町
・２年に１回…１市町　　・４年に１回…１市町　　・５年に１回…４市町
○インターネットを活用したアンケート
・１年に２回…１市町　　・１年に１回…１市町　　・５年に１回…２市町
○ヒアリング
・１年に１回…１市町
○その他
・特設人権相談所の開設：１年に３回　　・市町の人権施策推進審議会：１年に３回

「特に実施していない」と回答した市町が最も多く、半数を超えた。
実施している市町では、「紙媒体によるアンケート」と回答した市町が 40%であった。
また、実施頻度を見ると、「１年に１～２回」または「４～５年に１回」と回答した市町の割合が高く、それらを併用している市町もあった。

問２　　貴市町では、どのような人権課題について対応の必要性を感じていますか。
下記の選択肢の中から３つ以内で選び、最も対応の必要性を感じている課題（1つ）には◎を、その次に対応の必要性を感じている課題（２つ以内）には○を、それぞれ（　）内に入力してください。

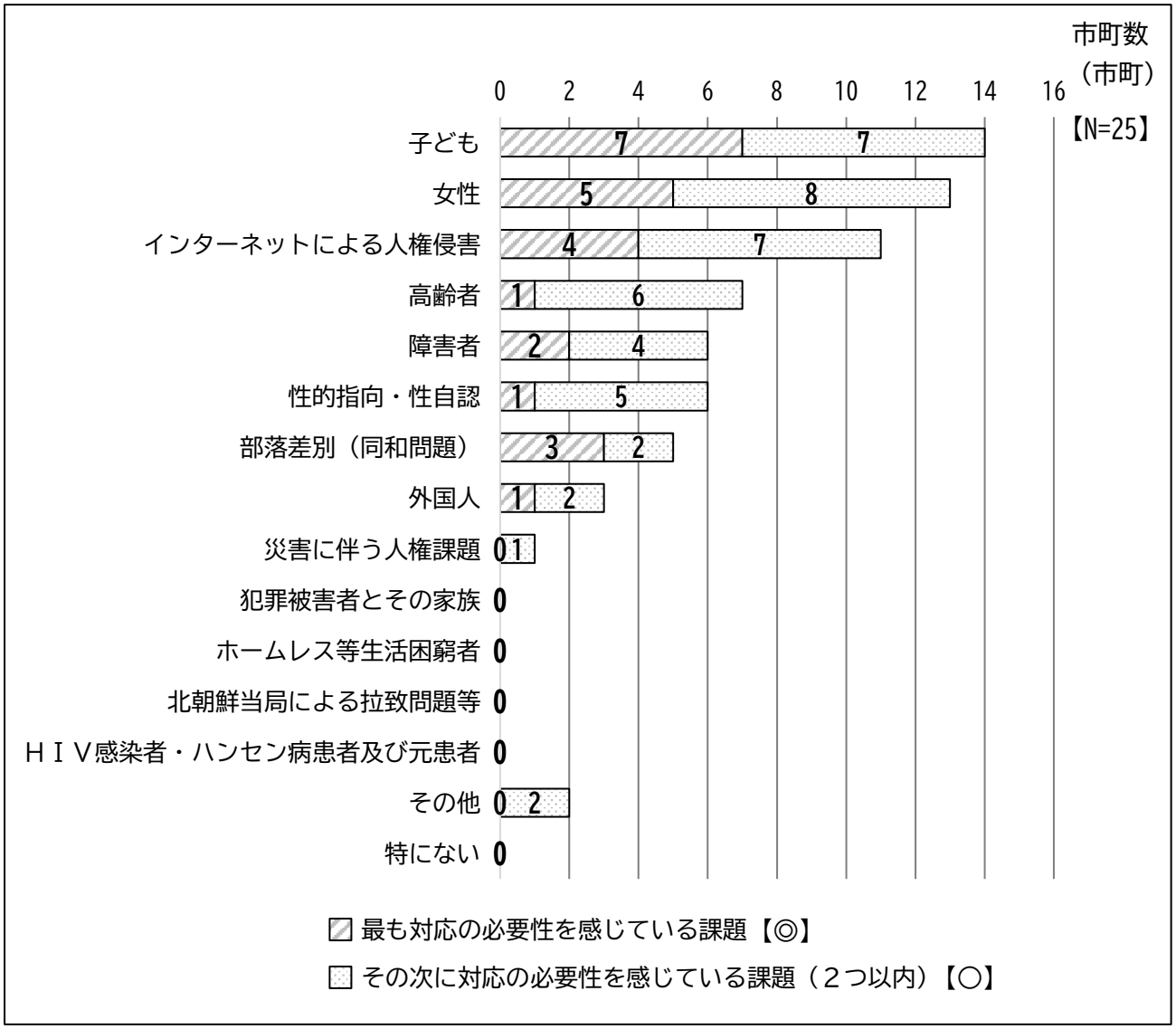


図２　対応の必要性を感じる人権課題（問２の回答状況）

〔「その他」で挙げられた人権課題〕
○新型コロナウイルス感染症に起因する差別問題…１市町
○特に対応が必要な課題を把握していない…１市町

最も対応の必要性を感じている人権課題は「子ども」についてであり、次いで「女性」「インターネットによる人権侵害」についてであった。

（２）人権教育の推進について

問３　　貴市町教育委員会社会教育主管課では、どのような機関と連携して人権教育を推進していますか。下記の選択肢の中からすべて選び、最も連携している機関（１つ）には◎を、それ以外連携している機関には○を、それぞれ（　）内に入力してください。

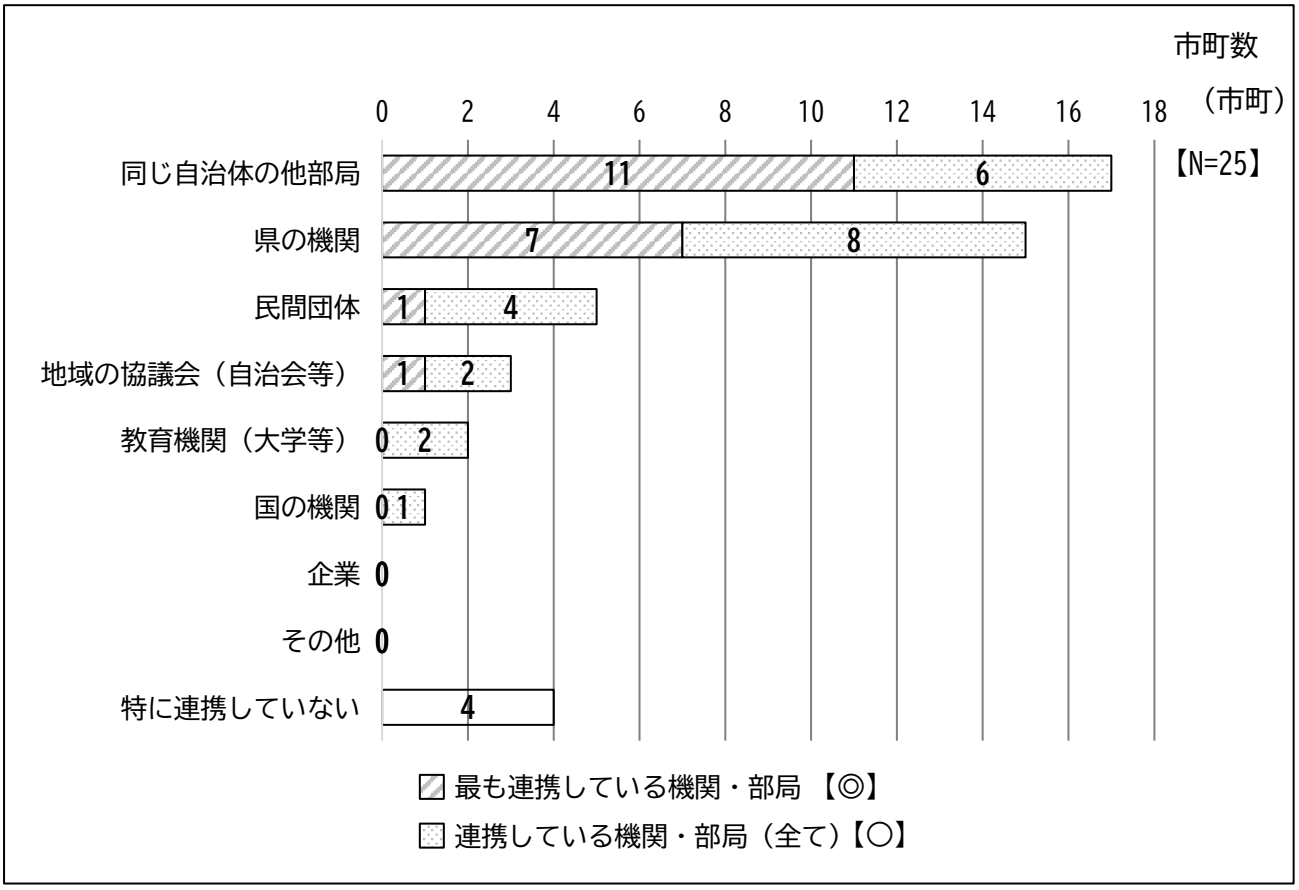


図３　人権教育推進上の連携状況（問３の回答状況）

〔「同じ自治体の他部局」で挙げられた具体的な部局名〕

○総務課・住民課・市民課等・・・６市町　　○健康福祉課等・・・５市町
○人権男女共同参画課等・・・５市町　　○学校教育課等・・・３市町
○生活環境課等・・・２市町　　○地域政策課等・・・２市町

＊市町が特定されないよう、部局の種別毎に集計した。

「同じ自治体の他部局」「県の機関」と連携していると回答した市町は、それぞれ半数以上であった。また、いずれの機関・部局とも連携していないと回答した市町は、４市町であった。

問４　　貴市町における人権教育推進上の課題を、下記の枠内に入力してください。

〔自由記述の内容〕

◎人権教育推進の体制（部署間の連携等）

○男女共同参画の意識づくりやワークライフバランスの充実を図る啓発事業等に取り組む「他課」があることから、男女共同参画行動計画の推進等が図られているが、それ以外の人権問題に特化して取り組む部局がないため、部落差別やインターネットによる人権侵害等の問題に焦点が当たりづらい。

○人権課題についてのアンケート等を実施しておらず、当市町における課題を把握できていない状況にある。

○他部局と事務分掌が重なるため、仕事内容の棲み分けが難しい点。

○行政の横の連携について、それぞれの課・係・担当で人権課題に取り組んでいるが、バラバラ感がある。

○連携している他部局との目的の違いがある。教育委員会部局は、人権教育（人権尊重の精神の涵養）であるのに対して、福祉部局は人権擁護（人権侵犯に関する活動、啓発活動）である。連携を図ろうとしても活動が似て非なる部分があり難しさを感じる。

○他の教育分野との連携強化

○関係機関との連携強化

○推進体制の整備

◎学習機会の持ち方・啓発の方法

○社会教育における人権教育の機会は限られた時間の中で設けざるを得ないため、特に部落差別については背景や現状が複雑で、踏み込んだ内容まで触れることができず、表面的な理解に留まっている。

○人権をテーマにした講演会や講座開催時の集客に苦慮している。

○今年度より全ての公民館において講座や学級の中に人権教育の機会を設けているが、参加者が限定的であり、広がりをもたせることが難しい状況にある。

○県や地域の様々な機関と協力し、人権教育の推進に努めていくこと。また、男女共同参画社会の意識をより向上させるためのLGBTも含めた研修を実施していきたい。

○講演会等に参加する市町民が高齢者層に偏る傾向や参加者の固定化傾向が見られる。多様な世代、特に若い世代に対する人権啓発が効果的に行えるような工夫をする必要がある。

○地域団体等と協力して、広く市町民へ向けて人権教育推進を図っているが、全ての市町民に行き届いているとはいえない。行政・地域・各種団体等との関わりが薄い市町民への推進をどのように図るかが課題。

○職員に対する人権研修が、主に資料配布等だったので、開催される研修について積極的な参加を呼びかける必要がある。

○地域住民の「人権」の認知について、基本的な考え方を浸透させていく必要がある。人権を知らなければ、何が人権を侵害する行動なのかを認識することもできない。

○人権問題について広く知ってもらいたい部分と、あまり社会的に知られたくない部分とが混在しているため、推進する内容及び手法を探究しながら、教職員や社会教育関係者といった

人権教育を推進する立場にある方々に、率先的に人権に対する意識の向上を図らせることが大切である。

○人権啓発・情報の提供

○指導者の養成・研修の充実

◎取り扱う人権課題

○男女共同参画の観点からすると、固定的な役割分担意識が根強く残っている。

○SNS 等による人権侵害など人権問題が多様化・複雑化していることに加え、多様な性への社会的関心が高まる中、更なる人権に対する理解促進や意識向上が必要である。

○配偶者からの暴力の相談窓口の認知度向上のための効果的な啓発方法

○SNS 等によるいじめ防止の効果的な啓発方法

◎市町民の人権に関する興味・関心

○人権教育は、生活の様々な場面に関わっているが、人々の関心は薄いと感じる。無意識のうちに配慮に欠ける言動をしてしまうこともある。研修などを通し人権尊重の意識を高めたいが、研修への参加者は少ないのが現状である。

○市町民が人権に関して考える機会が少なく、そういったものを提供していく必要がある。

○人権教育に対する関心が低い。

人権教育推進上の課題を集約すると、次の５点にまとめられる。

●人権に関する市町民の意識が低い。

●人権に関する学習機会への参加が少ない。

●人権啓発、人権教育が効果的な方法で実施できていない。

●他部局との連携に難しさがある。

●昔からの人権課題、新しい人権課題それぞれに対応していくことが難しい。

特に、学習機会に参加する市町民が固定化され、参加が広がらないこと、人権に対して関心の薄い市町民へのアプローチに苦慮していること、人権問題が多岐にわたることから関係機関・部署との連携の在り方に課題を抱えていることなどは、多くの市町で見られた。

（3）人権教育・啓発に関する事業の実施状況について

問５　　貴市町で実施している人権に関する事業（人権教育・啓発に関すること）の内容について、下記の選択肢の中からすべて選び、貴部署・他部署両方で主催している場合（連携も含む）には◎を、貴部署のみが主催している場合には○を、他部署のみが主催している場合には△を、それぞれ（　）内に入力してください。

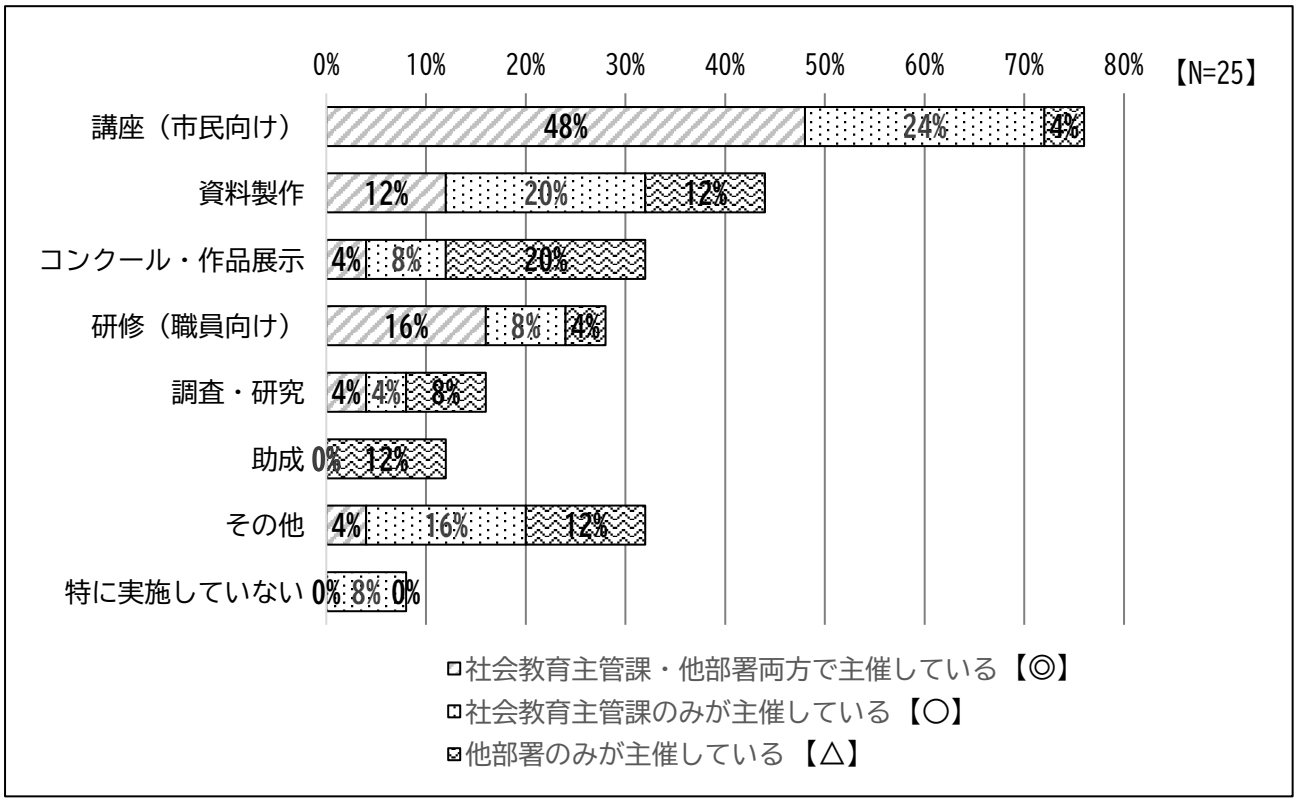


図４　人権に関する事業内容（問５の回答状況・複数回答）

〔「その他」で挙げられた事業〕

◎社会教育主管課・他部署両方で主催している
　○市町広報紙での啓発…１市町

◎社会教育主管課のみが主催している
　○市町内小中学校でのあいさつ運動…１市町
　○サウンドオブミュージックの上演…１市町
　○教職員向けの人権教育講座…１市町
　○盲導犬体験教室…１市町

◎他部署のみが主催している
　○講座（企業向け）…２市町
　○街頭啓発…１市町
　○教職員向けの人権教育講座…１市町
　○人権のつどい…１市町

約 3/4 の市町で、人権教育に関する市町民向け講座に取り組んでいる。「資料製作」「コンクール・作品展示」も、全体の 30%を超えている。また、その他では、学校や企業と連携して学習機会を設けている様子も見られた。

問６　　問５で「ア～キ」と回答した方（人権に関する何らかの事業に取り組んでいる）にお伺いします。
　貴市町における人権に関する事業（人権教育・啓発に関すること）について、事業実施による成果と課題を下記の枠内にそれぞれ入力してください。

〔自由記述の内容〕

【成果】

◎人権教育・啓発を主目的とする講座での事業実施における成果

〈人権教育が主と考えられる回答〉

○人権講演会や公民館における出前人権講座など、市町民に対し、人権に関する学習機会を提供できている。また、参加した市町民から肯定的な評価を得ている。
○高齢者対象の公民館講座で、大学生との交流の際に、教育事務所ふれあい学習課職員による人権講座を開催し、大学生と高齢者が人権に関して考える一助となった。
○企業向けの LGBTQ 理解促進セミナーの開催や啓発パンフレットの配布により、企業の LGBTQ などへの理解促進を図ることができた。
○住民、行政関係者等を対象に学習会や講演会を開催し、様々な人権問題を解決する実践力を養うことができた。
○講座や研修、ふれあい人権フォーラム等を通して、日頃意識していない差別について考えさせられた。
○人権意識について少しでも考えてもらう機会ができた。
○講演会や作品展示などを実施することで、人権を意識する機会をつくり、市町民や団体の日頃の人権意識を育むことにつながっている。
○講座・研修・資料などを活用し、広く市町民への人権教育・人権啓発が継続して実施され、持続可能な形で定着している。
○講演会の実施により、様々な人権課題にふれることができる。当事者意識が芽生えやすい。
○様々な人権課題について、理解を深めることができた。

〈人権啓発が主と考えられる回答〉

○広報紙に人権特集ページを設ける中に４コマ漫画を掲載するなど、人権問題に親しみをもってもらう機会を創出できた。
○市町民向けの人権研修や、人権に関する標語や絵画を募集し、優秀作品を啓発物品や庁舎横断幕への掲載や、夏期パネル展での掲示などで活用、毎年 12 月上旬に「人権のつどい」を開催し、今年度は人権標語の表彰及び、講師を招いての講話（令和 5 年度は障害と人権がテーマ）の開催などにより、地域住民の意識の向上等成果があった。
○商業施設における街頭啓発の実施を通し、地域住民の意識の向上の醸成等成果が伺える。
○県と連携し、人権ふれあいフェスタにて県民への啓発活動に取り組んだ。
○サウンドオブミュージックの上演を通して、ミュージカル形式をとることにより、親しみやす幅広い年代の方へ人権に関する知識を周知できた。
○市町民祭において、パンフレット（相談所情報等）や啓発物品を配布し、ひとりでも多くの人に、人権について考える時間を増やす機会をつくるきっかけとなった。
○全戸配付の人権啓発リーフレットや小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者向け人権啓発紙の作成・配付を通じ、人権に関する情報を提供できている。
○啓発グッズを配布することで、広く市町民の方に啓発することができた。

◎人権教育・啓発以外を主目的とする講座での事業実施における成果

○家庭教育学級合同研修での人権研修の開催、ワークショップ実施

○家庭教育学級生対象の研修会で、昨年度から人権教育研修会を取り入れている。ワークショップ形式の研修会だが、日頃の何気ない言動の中にも無意識の差別が含まれていることに改めて気づかされたなどの意見も多く、参加者からは好評を得ている。

○親子学び合い事業「ネット時代の歩き方講習会」を市町内７校で実施した。

○市町民（未就学児保護者及び市町内小中学校向け）向け家庭教育講座を開催し、講座を通じて人権意識を高める機会にすることができた。また、大学等と連携し、人権講演会を開催することで市町民の自発的な学習意欲を高めるとともに、人権教育に関わる教員等の資質を向上できた。

○「親子で考え、体験する防災教室」で HUG（避難所運営ゲーム）を活用し、災害時の避難所運営についてワークショップを行った。

○アンガーマネジメントや自然体験活動など、多岐にわたる内容の講座を実施することで、他者への寛容な心や生命を尊重する心など、学習者の豊かな人間性の育成に寄与し、人権が尊重された雰囲気や環境をつくることができた。

○就学時健康診断時に親学習を実施した。限られた時間の中で、グループワークを実施できた。

◎学校等での事業実施における成果

○学校における出前講座の実施や啓発カードの配布などにより、その年齢に合わせた情報提供や意識啓発ができた。

○人権教室を通して、人権に関するアニメを児童に視聴してもらい、「自分の心を大切にする気持ち」、「他人の心を大切にする気持ち」等について児童に考えてもらうことで、人権意識を高めることができた。

○小学校２年生とその保護者、計４名に「言ってもらうとうれしい言葉」をテーマに親子の人権に関する生涯学習出前講座を実施した。講座を通して、相手を思いやること、お互いに認め合うことの大切さを気づかせることができた。

○東日本盲導犬協会と連携し、市町内小中学校向けに盲導犬体験教室を開催し、視覚障害や盲導犬に対する理解を深める機会とすることができた。

○人権の花運動を通して、花を育てて収穫した種を次に育てる児童たちに引き継ぐことで、思いやりの心や、自分の頑張りが他人にもつながっていくことを学び、実感することができた。

○市町内小中学生に対して、人権ポスター、人権標語の作成を通し、「人権」を考える機会を提供することができた。

○栃木県「人権教育・啓発推進県民運動強化月間（８月）」として、市町内小中学生向けに人権啓発標語・ポスターを募集し、啓発ポスターを制作及び配布することで人権意識の向上を図ることができた。

○市町内小中学校にて、人権週間に合わせてあいさつ運動を実施していただき、地域の方々と共に、生涯学習課の職員も参加した。学校・地域・保護者と連携をして、あいさつによる人権尊重の取組を実施している。市町内小中学校では、教科の中でも「あいさつ」の大切さを学ぶ時間を設けてくださり、あいさつを通して実感したことを振り返っている。

○参加者（教職員、保護者）の人権尊重の精神の涵養

◎職員等の研修受講における成果

○新規採用職員、中堅職員を対象に人権研修を実施することで、連帯意識の醸成等成果があった。

○研修には市町の様々な委員が参加し、人権に対する見識を深めることができた。また、参加者の主体性を大切にするために研修方法や形態の見直し、あわせて、参加者層を広げるための工夫を考えなければならないと感じている。
○「地区人権教育指導者一般研修」を市町職員が受講した。
○市町民向けや教職員向けの講座を広く実施することによる人権意識の高揚。

【課題】
◎学習機会の提供に関すること
△より多くの市町民が、より親しみやすく人権問題に触れる機会を継続的につくっていく必要がある。
△「社会教育」としての人権教育を実施することができていないため、公民館講座などで年齢問わず市町民への人権教育を行うことが重要と考えている。
△単体の事業として人権教育のみを行うのではなく、それぞれの事業で人権教育の観点を含むことで、幅広い年代に人権教育に関わる機会を創出する必要がある。
△生涯学習出前講座は、受講希望者が申請をして開催が成立するので、開催数が増えるよう情報発信を行い、知名度の向上を図る必要がある。
△依頼が少ない。
△人権教育を推進する指導者の育成
△人権研修の議題・テーマ設定

◎事業の対象に関すること
△人権の花運動、人権教室は小学生を対象にしたものであるため、中学生以上の子どもたちに対する人権教育・啓発活動が課題となっている。
△参加者の高齢化により、講座事業の縮小を余儀なくされている。
△人権とはどんなものかを周知する上で、説明が難しいこともあるので、どういったものが人権に関わるものなのかを、幅広い年代に分かりやすく周知することが難しいので対策等が必要だと感じる。

◎コストに関すること
△財政難による予算不足（著名な講師に依頼できない、啓発物品の作成が制限されるなど）
△人員不足及び専門職員の不在により啓発活動に終始しており、具体的な施策を進められていない。

◎事業への集客に関すること
△人権のつどいに関する集客の伸び悩み
△研修会参加者がなかなか集まらない。
△講座、研修、ふれあい人権フォーラムでは、平日開催なので仕事を休んで行けない。
△「人権」というフレーズは、難しいイメージを持たせてしまう。そのためか、講演会の参加者がなかなか集まらない。もう少し軽く、もしくは親しみやすいイメージを持たせるようなキャッチフレーズや、演題を考えた方が良い。
△人権講座やセミナー等への若年層の参加率が低い。
△「人権」とあると、講演会や講座への参加者が伸びない。
△研修会等に参加する市町民・団体は、人権に対する関心が高いと思われるため、それ以外の関心の低い人々に対して関心をもってもらえるような、効果的なＰＲや啓発手法の工夫が必

要である。
△行政・地域・各種団体等との関わりが薄い市町民や、関心が薄い市町民、積極的に情報取得しない市町民等へのアプローチが課題である。
△人権講演会や人権講座に参加しようという意欲のある人、啓発紙が届いたときに目を通そうとする人は、そもそもその多くが一定以上の人権感覚・人権意識が有しているといえる。真に啓発を必要とする市町民に対し、どのようにアプローチすべきかが課題である。
△「地区人権教育指導者一般研修」に参加可能な職員が減少している。

◎啓発に関すること
△企業への意識啓発については、より多くの企業に参加してもらえるよう実施手法を検討する。
△若年層への意識啓発については、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう、デジタルを活用した啓発等の効果的な手法について教育委員会との意見交換を行い、実施に向け調整する。
△人権啓発標語・ポスター募集についても応募数が減少傾向にあるため、表彰等や啓発運動を工夫していく必要がある。
△盲導犬体験教室を継続的に実施していく必要があるほか、当課における人権関連イベントへの出展機会を設け、一般の方への理解を図れるよう実施を検討したい。
△人権啓発にどの程度の効果があるかわかりにくい点

◎実施事業個々の課題に関すること
△就学時健康診断において、新型コロナウイルス発生前当時のノウハウを有する職員がいなくなっており、開催までに打合せや時間を要してしまった。
△地域の方々とのあいさつが希薄化されている。このご時世、誰にでも自分から進んであいさつをするというのは、強く推進できない状況である。人権週間の期間は、学校内に地域の方々もあいさつをしに来てくださるので、この機会に信頼関係を構築して、日々の登下校や日常生活でのあいさつ運動につなげていただきたい。
△サウンドオブミュージックの上演については、時間と労力がかかること。オーディションから始まり、月一の合同練習を４か月行い、その間は自主練習をしている。オーディションの企画から約７か月かかる。
△未だ根強く残る同和問題や、LGBTQ に対する偏見意識等に対して、住民の意識改革に努め、誰もが生きやすい環境を整える必要がある。

人権に関する各事業への取組により、市町民の人権感覚を育み、人権意識の高揚につなげるなど、一定の成果を上げていることが分かる。また、学校や関係各機関と連携し、学校・地域・保護者とつながりながら、地域全体の人権意識の高揚に向けた気運を高めようとする姿勢も見られる。

しかし、人権に対する関心が低い市町民は少なくなく、人権教育に関する学習機会への参加率も伸び悩んでいる状況も多くの市町の課題として挙げられている。そのような中でも、様々な学習機会やイベントにおいて人権に関する話題を取り扱うこと、四コマ漫画やコンクール実施等による標語や作文、ポスターなどを活用することなど、多くの市町で市町民に「人権」を身近に感じてもらう工夫に取り組み、成果を上げている。

他にも、予算不足や人員不足及び専門職員の不在等による事業未実施についても課題として挙げられていた。人権教育を担う職員の育成について、市町において人権教育を推進できる知識・スキルを身に付ける学習機会を充実していくことも必要だろう。

問７　　問５で「ア・イ」と回答した方（人権に関する何らかの事業に取り組んでいる）にお伺いします。
　実施している講座・研修（人権教育・啓発を扱った講座・研修）全てについて、別紙様式２の各項目にそれぞれ入力してください。

◎回答のあった講座・研修数の総計　　53 件　（単独主催　47 件　　共催　６件）

○単独主催における主管部署（47 件）

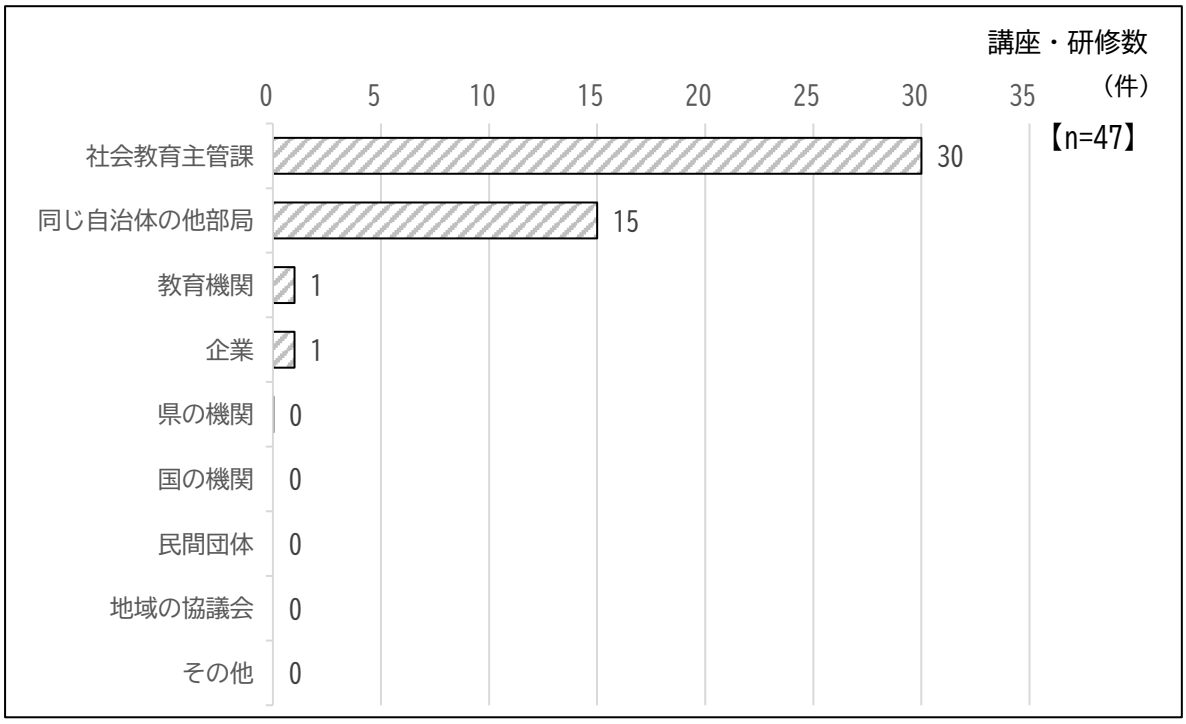


図５-1　講座・研修を主管する部署（単独主催）　（問７の回答状況）

○共催における主管部署（６件）

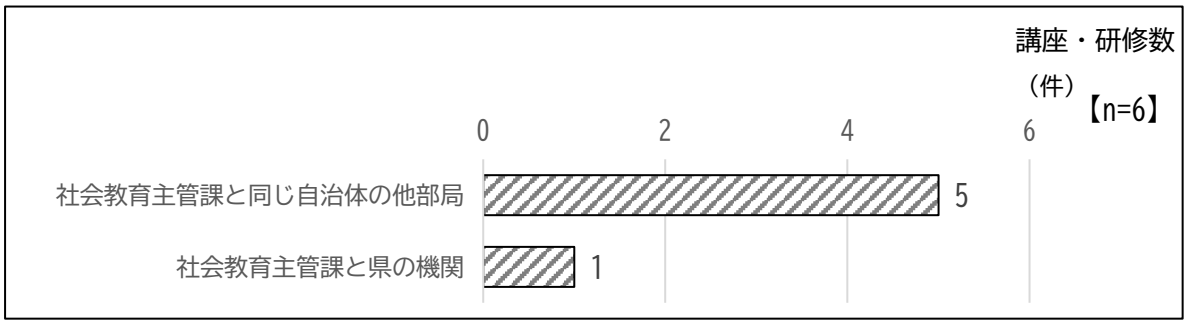


図５-2　講座・研修を主管する部署（共催）　（問７の回答状況）

回答のあった全ての講座・研修のうち、社会教育主管課の主管は 36 件（約 68％・共催含む）であった。

次いで、同じ自治体の他部局の主管が 20 件（約 38％・共催含む）であった。

◎講座・研修の実施形態

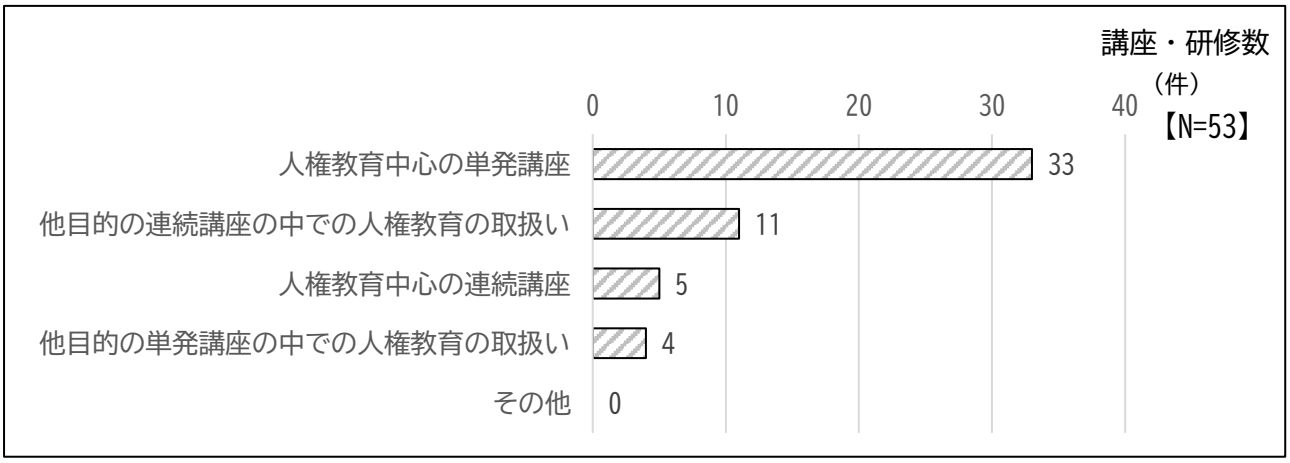


図５-3　講座・研修の実施形態　（問７の回答状況）

「人権教育中心の単発講座」と回答した件数が最も多く 33 件（約 62%）であった。

「他目的の連続講座の中での人権教育の取扱い」も多く、連続した市町民向け講座や職員研修等で、人権教育を取り扱っている状況にある。

◎講座・研修の受講対象

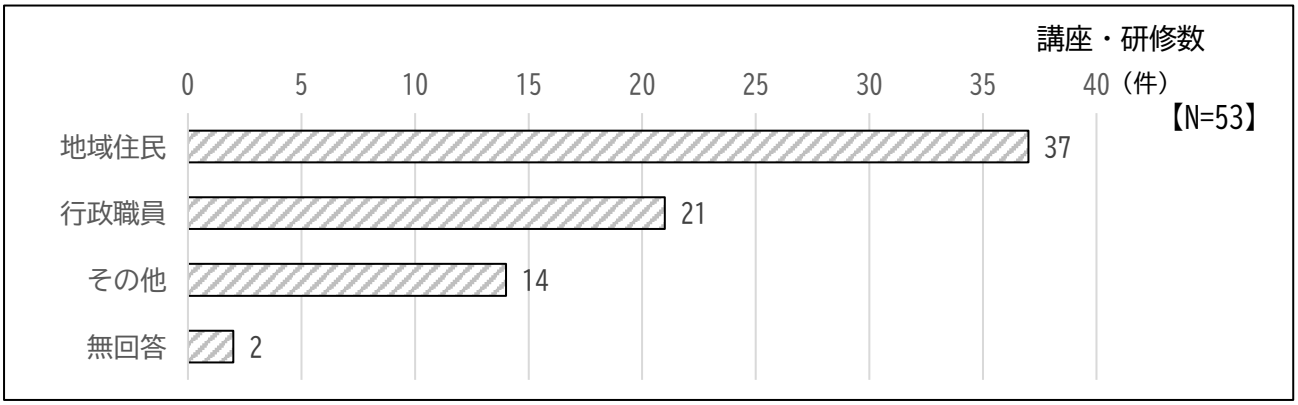


図５-4　講座・研修の受講対象　（問７の回答状況・複数回答）

地域住民向け講座・研修の件数が 37 件（約 70%）と大半を占めている。行政職員向けの研修も多く、人権に関する学習機会を計画的に設けていることが伺える。

◎講座・研修の実施場所

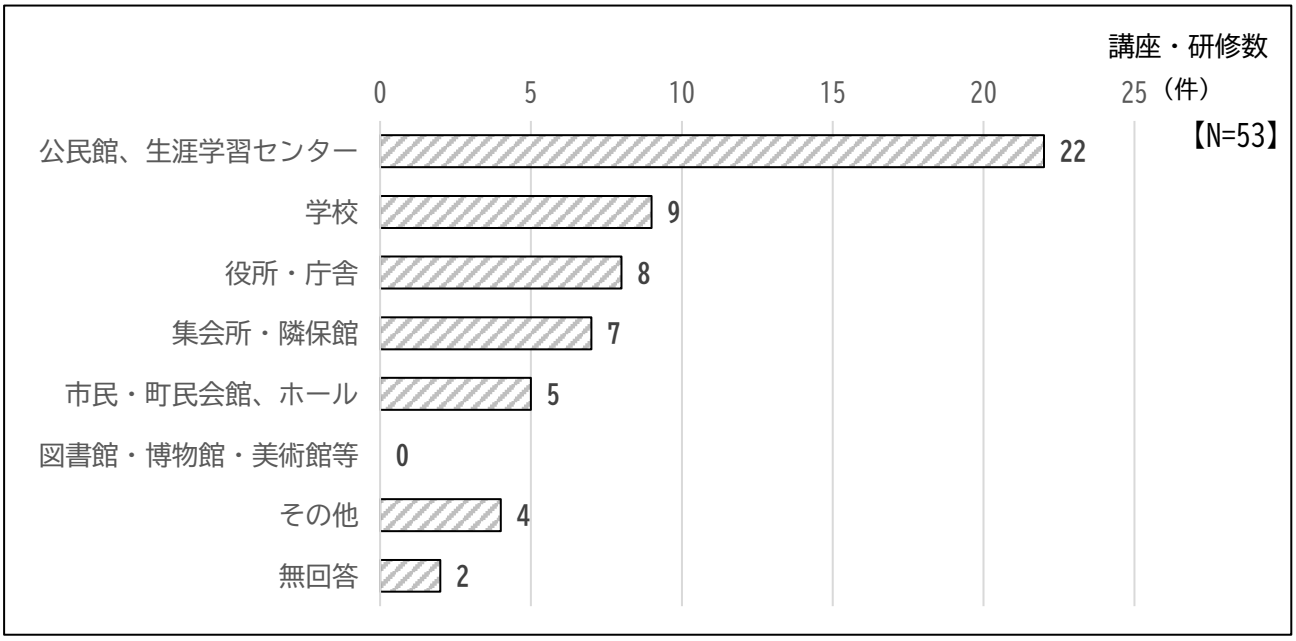


図５-5　講座・研修の実施場所　（問７の回答状況・複数回答）

公民館や生涯学習センターを会場に実施している講座・研修が 22 件（約 42%）で最も多かった。各回答の講座・研修名と実施場所の関連について詳しく見ていくと、公民館講座や家庭教育学級・子育て学級、女性学級、高齢者学級等で実施しているとの回答が多く見られ、それらの実施会場となる選択肢を回答している傾向が伺える。また、人権教育講演会や人権の集い等では、その開催規模や学習方法に応じて実施場所を選択している。

◎講座・研修の中での人権教育の取扱い

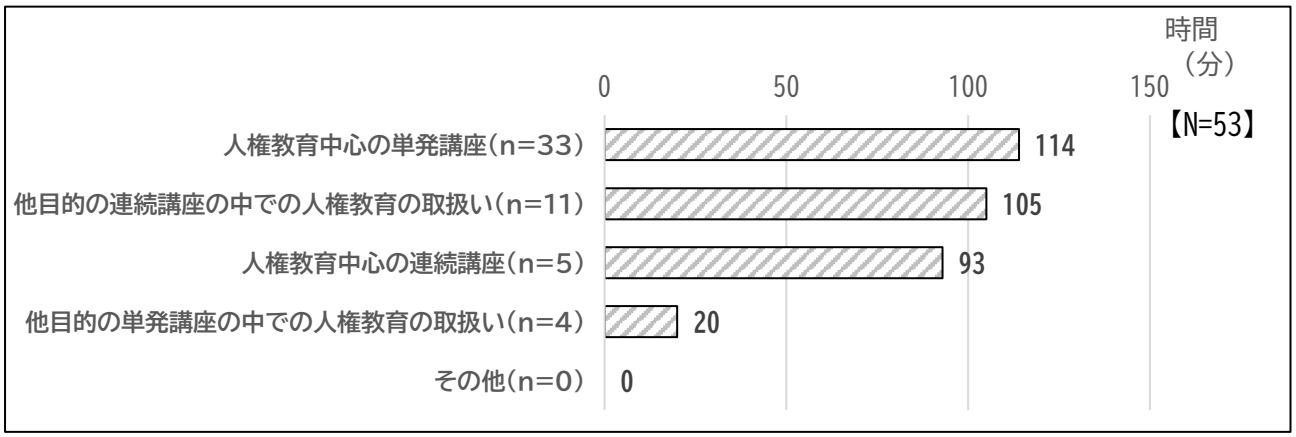


図５-6　講座１回あたりの実施時間【各回答の平均値】　（問７の回答状況）

「人権教育中心の単発・連続講座」では、講座１回あたりの実施時間が平均 90 分間超と、学習時間をしっかりと確保し講座・研修を実施している。また、「他目的の連続講座の中での人権教育の取扱い」についても、同様の学習時間を確保して講座・研修を実施している。

「他目的の単発講座の中での人権教育の取扱い」では、講座１回あたりの実施時間が平均約 20 分間と時間こそ短いものの、講座の実施テーマに合わせて、人権の視点を盛り込んだ講座・研修運営のために工夫している様子が推測できる。

◎講座・研修で取り扱った人権課題

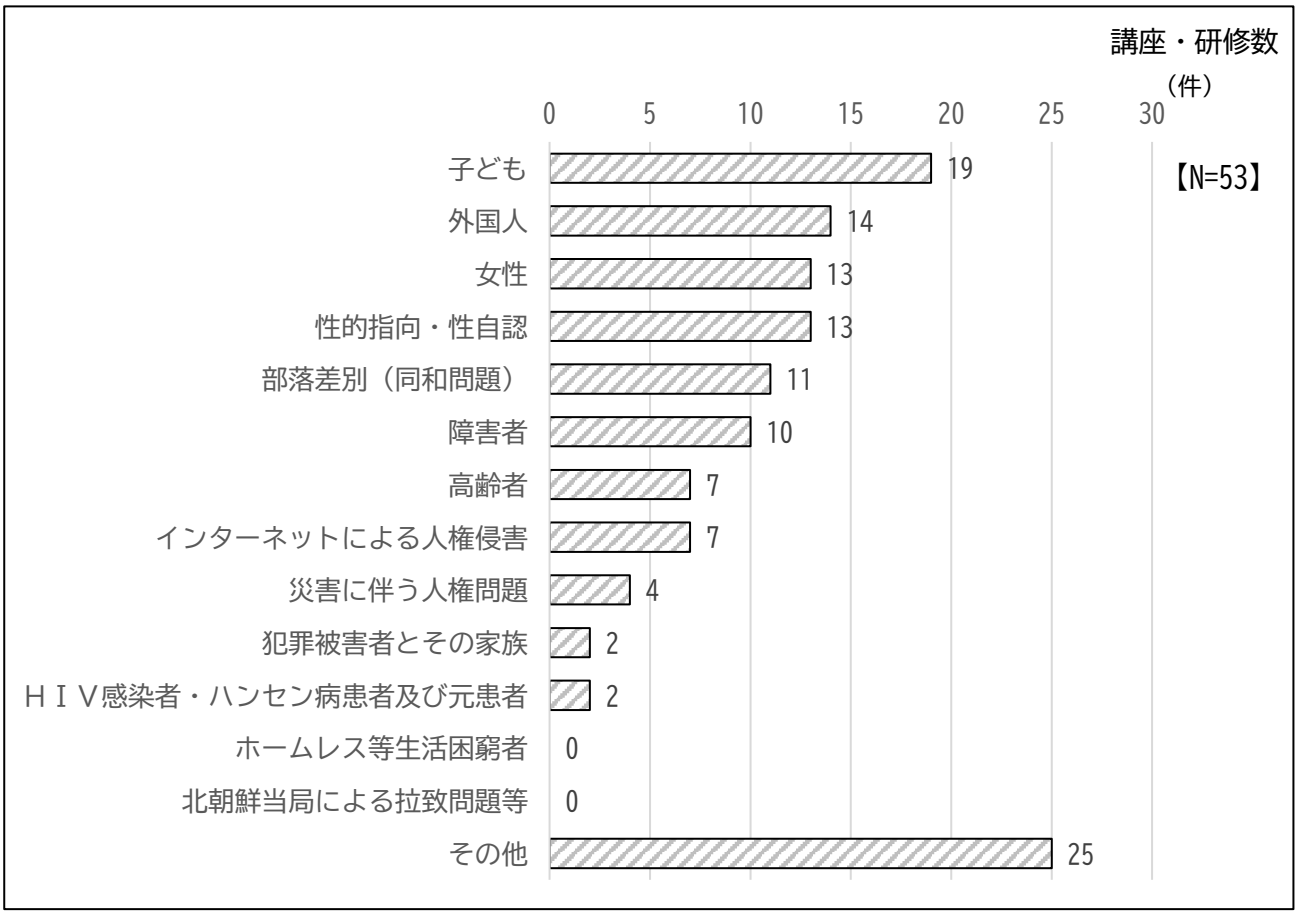


図５-7　講座・研修で取り扱った人権課題　（問７の回答状況・複数回答）

講座・研修で最も多く取り扱った人権課題は、「子ども」についてであった。これは、各市町が対応の必要性を感じている人権課題（P. 7　図２）とも一致する。これは、「女性」についても同様といえる。

対応の必要性を感じる人権課題について学習機会を設けるだけでなく、行政として様々な人権課題を取り上げていることが分かる。

◎講座・研修で用いられた学習方法

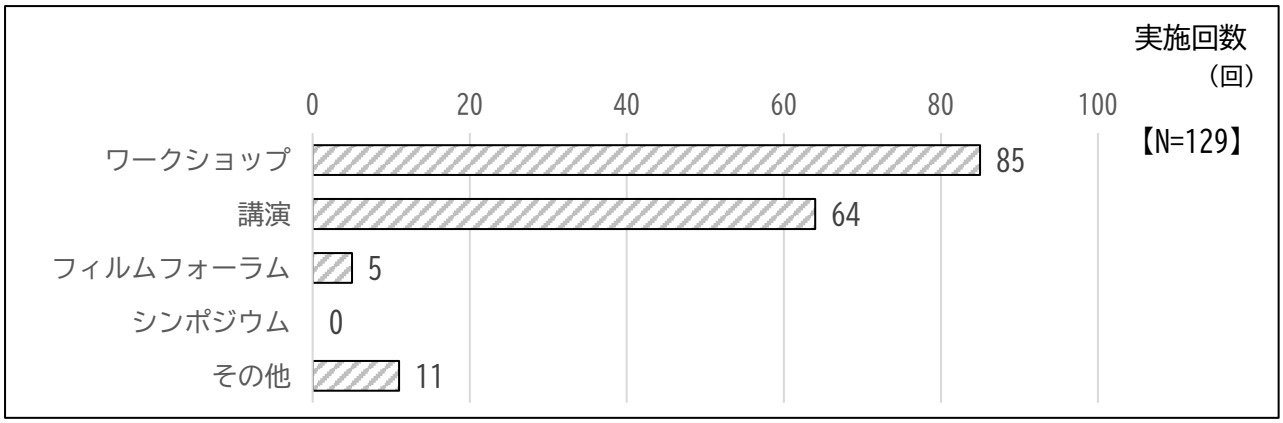


図５-8　講座・研修で用いられた学習方法　（問７の回答状況・回数を回答）

〔「その他」で挙げられた学習方法〕

○講習会･･･７回
○コンサート･･･１回
○中学生の人権作文朗読･･･１回
○親子でタイ料理に挑戦！･･･１回
○アサーション・トレーニング･･･１回

最も多く用いられた学習方法は「ワークショップ」で、全体の約 2/3 の講座・研修に用いられていた。次いで「講演」で、こちらは全体の約半数の講座・研修で用いられていた。

問８　　問５で「ク」と回答した方（人権に関する何らかの事業に取り組んでいない）にお伺いします。
　貴市町において人権に関する事業を実施していない理由を、下記の枠内に入力してください。

〔自由記述の内容〕

△人権教育は重要だが、講座や講演会を開催しても集客が難しいこともあり、令和５年度は特に企画しなかった。
△教育事務所が域内学校区について担当し事業を実施している。また、人権擁護委員協議会及び法務局が実施する事業に協力しており、栃木県の人権啓発活動市町委託事業を受託している。

（４）「人権に関する社会教育指導資料」の活用状況について

栃木県教育委員会では、昭和53(1978)年度から指導資料の作成を計画的に行い、特に平成9(1997)年度からは、参加体験型人権学習を中心とした、実践的な人権意識を高めることを目指した「人権に関する社会教育指導資料」を作成してきた。

問９以降の設問は、この「人権に関する社会教育指導資料」に関する内容である。

なお、平成 14（2002）年度以降の資料は、県のホームページに掲載している。

問９　　貴市町における人権に関する事業で、「人権に関する社会教育指導資料」を活用していますか。

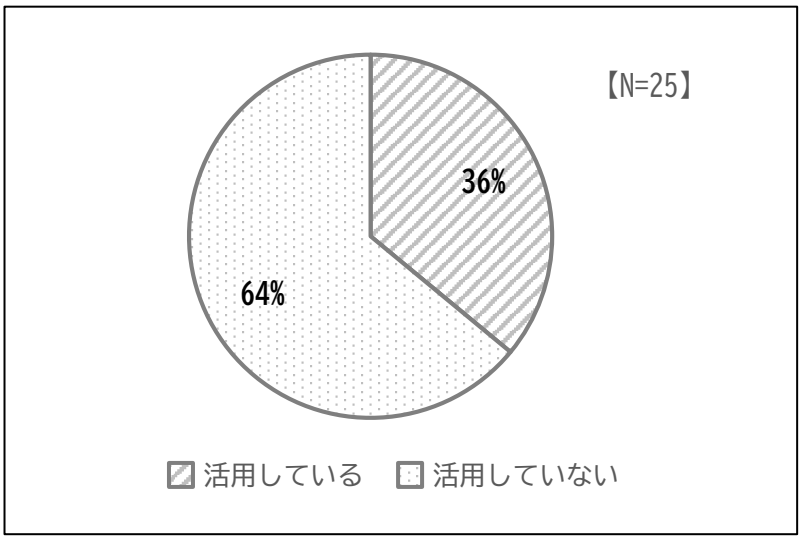


図６　指導資料の活用状況（問９の回答状況）

約 1/3 の市町で、「人権に関する社会教育指導資料」を活用している。

問 10　問９で「ア　活用している」と回答した方にお伺いします。
貴市町における人権に関する事業での、「人権に関する社会教育指導資料」の活用場面について、下記の選択肢の中からあてはまるものをすべて選び、(　) 内に○を入力してください。また、実施講座・研修について、様式 2 に入力した講座・研修の丸囲み番号を回答欄に入力し、その活用時間を 10 分単位で入力してください。

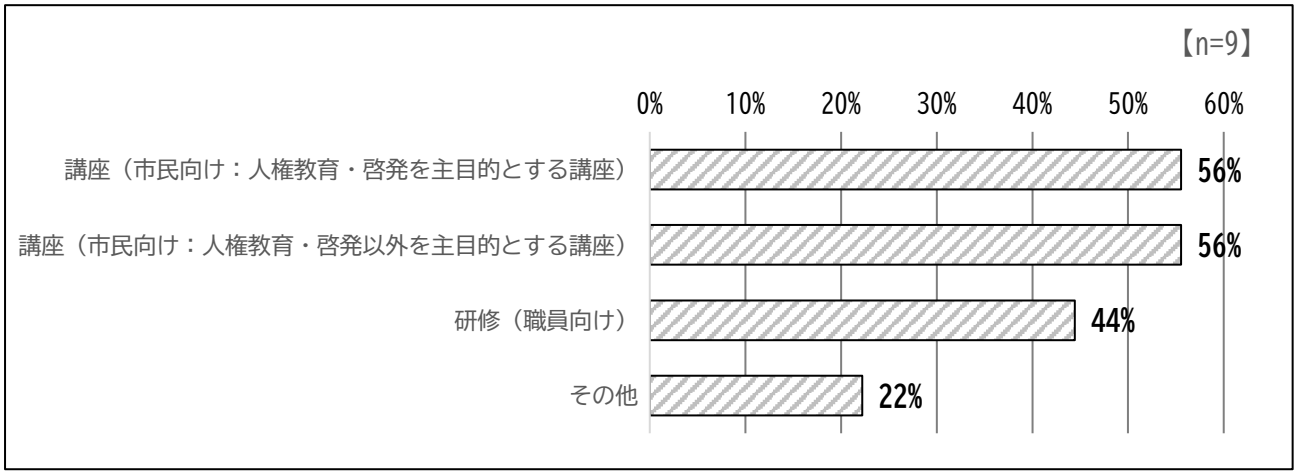


図７　指導資料の活用場面（問 10 の回答状況・複数回答）

〔「その他」で挙げられた活用場面〕
○学校、教員向けの講座、研修…２市町　　○企業での研修…１市町

〔実施講座・研修〕《 》内は、講座･研修1回あたりの活用時間
○女性の集い　《90 分》　　○生きがいの集い　《90 分》
○家庭教育学級連絡協議会人権教育研修会　《60 分》
○ふれあい子育て学級　《90 分》　　○子育て講座　《40 分》
○親子で考え、体験する防災教室　《50 分》
○親学習プログラムワークショップ体験～性の多様性についての理解～　《60 分》
○集会所人権講座　《90 分》　　○人権講演会　《120 分》
○楽習出前講座　身近な人権学習会　《60 分》　　○人権研修会　《110 分》
○公民館講座（高齢者学級、女性学級、成人学級等）　《90 分…２市町》
○市役所・町役場職員人権研修（新任係長研修　新採用職員研修　初級職員研修）　《60 分》
○小・中・義務教育学校教職員対象人権教育研修会　《90 分》
○保育所職員等人権教育研修会　《約 73 分》　　○幼保小中学校人権教育研修会　《90 分》
○小・中学校児童生徒対象人権学習会　《40 分》　○人権教育指導者養成研修　《90 分》
○（企業名）人権研修会（企業向け人権教育研修会）　《30 分》

市町における人権に関する事業では、「人権に関する社会教育指導資料」を様々な場面でまんべんなく活用している状況が伺える。また、時間についても、60 分以上しっかりと時間を確保して実施しているケースが多いことも分かった。

問 11　　問９で「ア　活用している」と回答した方にお伺いします。
「人権に関する社会教育指導資料」を貴市町における人権に関する事業で活用する上での成果と課題について、下記の枠内にそれぞれ入力してください。

〔自由記述の内容〕

【成果】

◎資料としての特徴

○人権教育を初めて担当する人が、人権を学ぶときの資料として最適である。
○理論的な支柱が整理されており、講座の中で活用するには良い資料といえる。
○教職員が児童生徒と一緒に人権課題について考えるときの教材となる。

◎資料の活用しやすさ

○具体的な方法やワークショップ等が提示されているので、受講者のニーズに応じて効果的に活用することができた。
○人権講座の進め方が分かりやすく書かれていて、流れがイメージしやすい。
○その時、その時代の人権課題の解決に向けた内容のものが多く、自分の人権感覚を磨いたり、学習者からの要請に応じやすかったりする。
○誰もが実践できるように、プログラムが組まれ、ワークシートや配付資料が提示されているので、すぐにでも活用できるよさがあると感じた。（ゼロからすべてを考えていくことは大変である。最近のものはデータ資料やダウンロードできるものもあり、活用しやすくなっている。）
○人権課題ごとに作成されており、活用しやすいため様々な講座で使用することができ、ねらいに迫ることができる。
○アレンジがしやすいため、対象に応じて修正を加えながら講座を実施することができた。

◎ワークショップとしての効果

○身近で起こりえる内容が取り上げられており、参加者も自分のこととして捉えやすく、話合いが深まる。
○人権問題について自分事として捉えやすく、新たな視点で問題を考えることができるなど、より深い人権学習を実施することができた。
○参加者の一人ひとりが、しっかりと身の回りの人権問題について考えるきっかけとして、有効に作用している。
○普段はあまり考えることのなかったことについて、正面から向き合う機会となり、避難所生活における人権への配慮や心がけについて参加者それぞれが考えることができた。
○日常生活から、近所の方とのあいさつやつながりづくりをしていこうという振り返りがみられた。

【課題】

◎資料の理解・周知

△首長部局の人権教育担当施設（南部地区会館）のみが存在を知っていた。
△市町内にある施設の他、社会教育主管課や、首長部局の人権・男女共同参画課や、福祉系の人権推進施設（隣保館）のすべてが、資料の存在を認知する必要があるか判断がつきにくい。
△講座の受講生以外には、目に触れることがない。

◎ワークショップへの抵抗感

△学習者が参加体験型学習に参加することを躊躇してしまうことが多いため、気軽に参加できる工夫が必要だ。

△高齢者の中にはワークショップに対し、抵抗感をもつ人もいる。前期高齢者ぐらいまでは掲載されているワークショップに進んで参加してもらえるが、後期高齢者になると内容的に難しくなったり、意欲を示さなくなったりするので、誰もが人権の大切さを身近に感じられるような、気楽に参加できるプログラムを検討してもらいたい。

△どうしても「固い」「難しい」「面白いものではない」というイメージがついて回り、参加するハードルを上げている面は否めないため、「易しそう」「興味深い」「楽しく学べそう」という印象を参加者に持ってもらえるようにする必要がある。

◎ファシリテーションのスキル

△ファシリテーターをできる者が少ない。

◎その他

△指導資料が作成されないこと。

△資料によっては、ワークシートが分かりづらい、見づらいものがあった。作成し直して対応した。

「人権に関する社会教育指導資料」を人権に関する事業で活用する上での成果を集約すると、次の３点にまとめられる。

●人権講座の進め方が分かりやすい【講座の運営しやすさ】

●人権課題毎に整理されていてアレンジもしやすいため、受講者のニーズに応じて効果的に活用できる【資料の活用しやすさ】

●ワークショップ参加者が自分のこととして捉えられる工夫がなされ、しっかりと身の回りの人権問題について考えられる【課題についての考えやすさ】

また、「人権に関する社会教育指導資料」を人権に関する事業で活用する上での課題を集約すると、次の３点にまとめられる。

●講座・研修を運営する職員への指導資料の PR 不足

●講座・研修に参加する方々のワークショップへの抵抗感

●講座・研修を運営する職員の指導資料を活用するためのスキル不足

問 12　　問９で「イ　活用していない」と回答した方にお伺いします。
「人権に関する社会教育指導資料」を貴市町における人権に関する事業で活用していない理由について、下記の選択肢の中からあてはまるものをすべて選び、（　）内に○を入力してください。

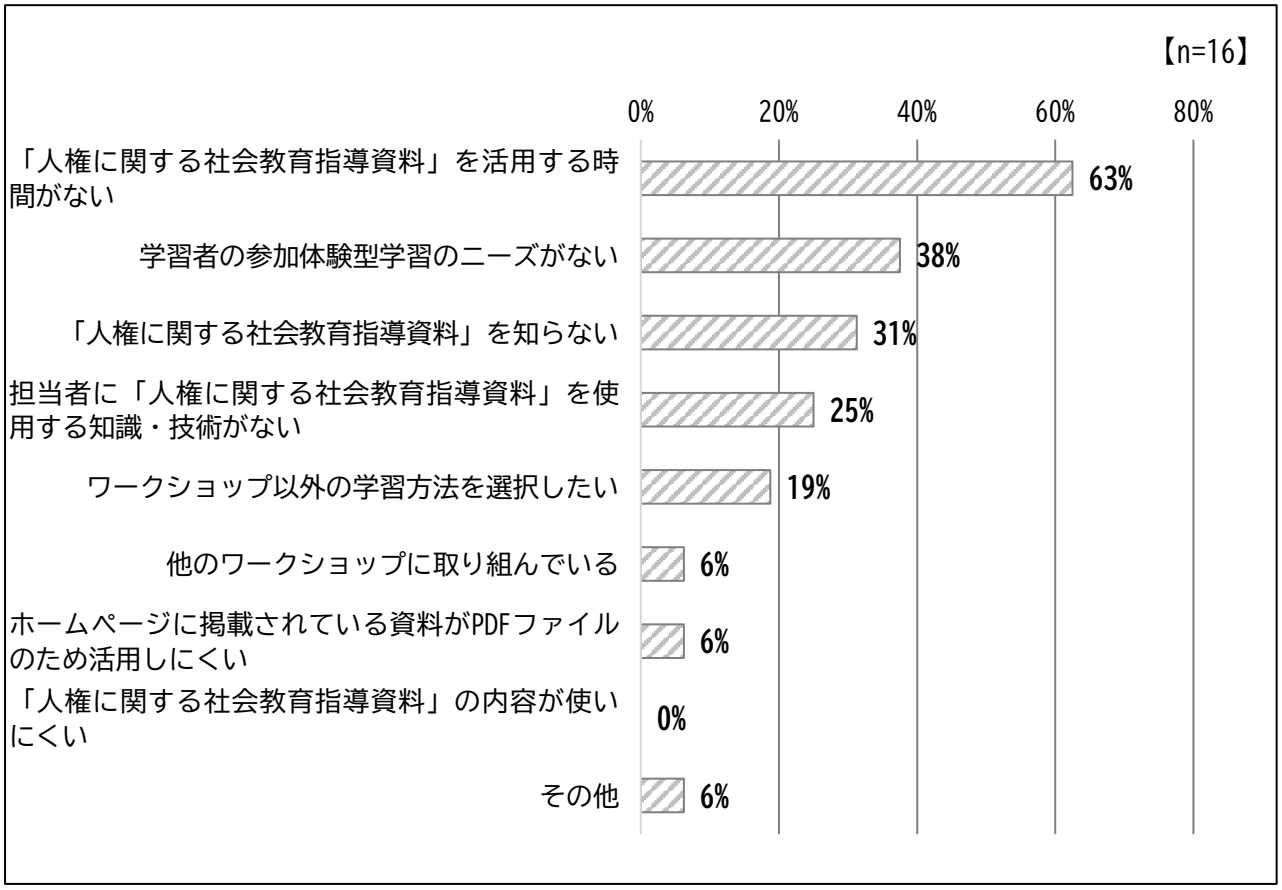


図８　指導資料を活用しない理由（問 12 の回答状況・複数回答）

〔「その他」で挙げられた活用場面〕
○人権に関する研修の設定がなく、拝見していなかった…１市町

「人権に関する社会教育指導資料」を活用する時間がないことを理由に挙げた市町が６割を超えた。また、「学習者の参加体験型学習のニーズがない」こと、「『人権に関する社会教育指導資料』を知らない」こと、「担当者に『人権に関する社会教育指導資料』を使用する知識・技術がない」ことなど、指導資料を活用している方々が課題として挙げた内容（P. 23～24 参照）と同様の回答が多かった。

問 13　問９で「イ　活用していない」と回答した方にお伺いします。
問 12 で挙げた「人権に関する社会教育指導資料」を活用していない理由について、その問題点を解消するために必要だと思うことを、下記の枠内に入力してください。

〔自由記述の内容〕

◎資料の周知・理解
○市町担当部局において、指導資料に対する理解を深める必要がある。

◎ワークショップへの抵抗感
○人権をテーマにしたワークショップに参加するとなると、一般の人にとっては重い、とっつきにくいのではないかと思う。難しいとは思うが、短時間で気軽に参加できるような内容のものがあると良い。
○学習者の参加体験型学習の事例集の紹介
○ニーズが見えない。

◎ファシリテーションのスキル、担当者の知識・理解
○「人権に関する社会教育指導資料」を使用する知識･技術を身に付けるための研修に参加し、実践を繰り返していく必要がある。
○「人権に関する社会教育指導資料」を活用する時間や場面をどのように設定していくか検討することが必要である。
○人権教育の担当者が人権の意義・内容や重要性について理解する必要がある。
○市町の社会教育に携わる方々に対して、人権教育担当課が積極的に研修を実施する。

◎人権教育における学習方法や内容の選択
○人権問題というとハードルが高いため、日常生活と関連付けられる内容を盛り込んでいただければ活用しやすくなる。
○従来の指導方法とのすり合わせが必要と考える。
○講演や講座を中心に人権関連事業を実施しているため、当該資料の活用に至っていない。
○人権問題そのものがセンシティブな問題であり、十分な取組体制の形成が不可欠であることから、指導者派遣等の体制整備に関する支援を要望する。
○積極的に講座を開く、もしくは参加体験型学習を取り入れる機会を設ける。

◎その他
○人権に関する講演会やワークショップの開催など、みんなで人権のことを考える機会を作る。
○人権に関する取組を、より意識して研修などを設定できるように、様々な部署や機関と情報交流をしながら進めていきたい。
○市町主催の人権に関する事業を行う。

人権教育担当者が、人権教育の意義や重要性についての理解を深めることが必要であるとする回答があった。その上で、「学習機会を創出・計画できる」「目的に合った学習内容や学習方法を選択できる」「ワークショップをファシリテートできる」スキルを身に付けることが必要だとする回答があった。

これらについては、回答の中にもあるように、人権教育担当者に対する学習機会を設け、改善していくことも必要だろう。

# 第３章　調査の分析・考察

## １　人権課題の把握に基づく事業計画

### （１）　人権課題の把握

「特に実施していない」との回答が半数を超えるなど、市町において人権課題の把握をしていない現状が明らかになった。一方で、複数の方法で人権課題を把握している市町も４市町あり、その差が顕著に表れている。

施策を企画・立案したり、現在取り組んでいる事業を効果的に運営したりするためには、管内の人権課題を適切に把握し、現状を理解することが大切である。定期的な人権課題把握の機会をつくることが求められる。

人権課題を把握する方法として、「紙媒体によるアンケート」を挙げた市町が多かった。また、一斉調査だけでなく、社会教育主管課で主催している講座や会議等で少しずつ調査している市町もあった。このように、社会教育主管課やアンケート実施の協力を得られる他部局で、それぞれが実施している講座や会議等において常日頃から調査し、市町民が興味・関心を抱いている人権課題を把握することは、一斉調査よりも負担が少なく有効な手段といえる。

《Ｐ．６ 参照》

### （２）　対応の必要性を感じている人権課題

「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」など、これまでもある人権課題について、引き続き対応の必要性を感じている市町が多い結果となった。これらは、市町民の興味・関心のある人権課題とも一致する（P.28 図９ 参照）。しかし、時間の流れとともに、各課題における問題となる内容は変化している。例えば、「女性」を例に挙げると、「男女の固定的な役割分担意識」「職場における差別的待遇」など以前から問題となっているものに加え、「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」などの新たな問題や問題の質が変化してきたものもある。事業の企画・立案においては、このような問題点の把握も１つの視点となる。

また、「インターネットによる人権侵害」「新型コロナウイルス感染症患者等に関する人権問題」などの比較的新しく当事者意識の高い人権課題は、市町民の興味・関心も高く、市町も対応の必要性を感じている。事業として取り扱いやすい人権課題といえるだろう。

一方、「部落差別（同和問題）」「性的指向・性自認」「外国人」などの人権課題は、市町民の興味・関心は高くない結果となった。しかし、これらは地域の実情や市町民の生活への影響等に応じて、市町は対応の必要性を感じている状況が伺える。これらの人権課題に関する学習機会や啓発の機会を工夫して設けていく必要がある。

《Ｐ．７ 参照》

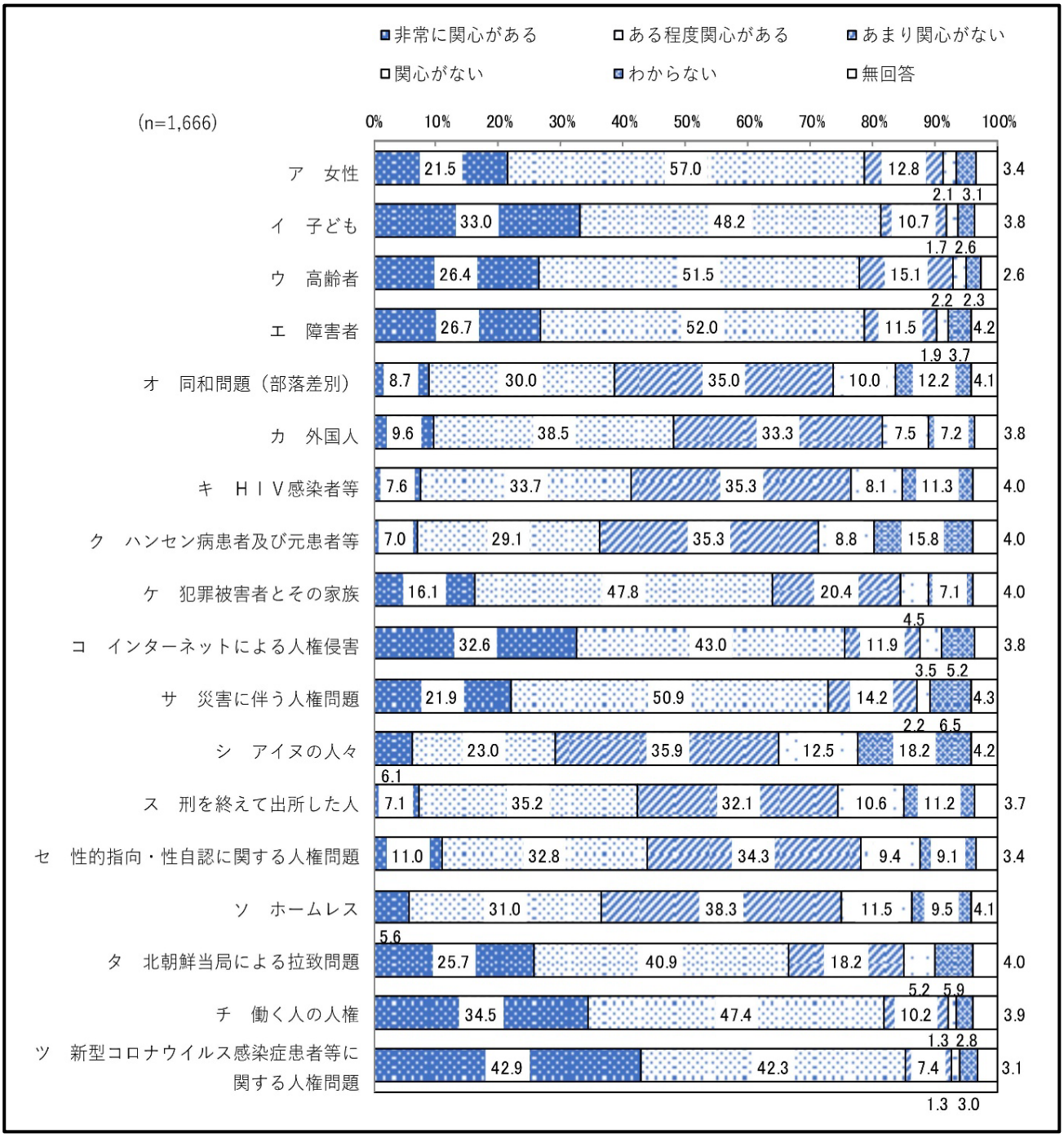


**図９　関心のある人権課題**（人権に関する県民意識調査 報告書　栃木県　令和３年３月）

## 2　人権教育の推進に向けて

### （1）　他機関・他部局との連携

人権課題は様々な領域に及ぶものであることから、人権教育・人権啓発を推進していく上で他機関・他部局との連携は必要不可欠といえる。実際、「特に連携していない」と回答したのは４市町のみであった。

一番多く回答のあった「同じ自治体の他部局」については、様々な人権課題に対応できるよう、各市町とも横のつながりを生かしながら事業を進めていることが分かった。また、調査結果からも、人権教育・啓発に携わる部局だけでなく、それぞれの課題と関係する部局や地域の教育力を育むために関係する部局など、事業を進めていくために必要な部局とつながりながら人権教育・啓発を充実したものにしていく様子も伺えた。同時に、人権教育を中心に進める教育委員会の部局と人権啓発を中心に進める首長部局との違いや、部局間の役割の分担や目的の共有など、連携体制を構築していく上での課題も見えてきた。

こうした課題を解消しながら、市町民の人権意識を高め、人権感覚を磨いていくために、必要な事業を推進できる、目的に応じた体制づくりが大切である。

《Ｐ．８～11 参照》

### （2）　人権に関する市町民の意識と学習機会・啓発の在り方

人権教育推進上の課題として、市町民の人権への意識が高まらない点を挙げた回答が多く見られた。また、それと関連して、人権をテーマとした学習機会への参加者が少ないなど、募集に苦慮している状況も伺えた。しかし、人権教育・啓発に関する事業実施により、一定の成果を得ていることも調査結果から分かる。

これらから、単に人権に関する講座・研修を計画し開催するだけでなく、募集しやすい講座・研修の中の一部分で人権に関することを取り上げたり、人がたくさんいるところに出向いて講座・研修を提供したりするなどして、できるだけ多くの方々に向けた学習機会を創出していくなど何らかの工夫が必要となる。

また、公民館や学校等で、大人と子どもが一緒になって人権について考える機会を設けることなども、人権を尊重した地域づくりとして有効な手立てといえよう。小山市では、公民館において、人権教育と関連付けての落語会や朗読コンサート、講座の中のミニ研修などの取組を積み重ねた。学校（中学校区内にある小学校・中学校）においては、児童・生徒の自己有用感や自他を尊重する意識の高まりとともに、保護者の人権意識の高まりも目指して、掲示物や図書コーナーなどの環境整備や各教科等における人権教育の指導の充実、親子による人権学習会など様々な取組を積み重ねた。こうして、学校と公民館が、目指す児童・生徒像、目指す教職員像、目指す地域住民像を共有し、「学校教育・社会教育それぞれの人権教育の拠点としての役割を果たし、互いに連携しながら地域住民の人権意識の向上を目指す」という共通の目的の下に連携することで、地域住民の人権を尊重しようという雰囲気を醸成することにつなげた。

いずれにせよ、現状として市町民の人権への意識の高まりが見られない中で、学習機会の自発的な参加や出前講座の依頼を待つ受け身の姿勢ではなく、事業を展開する側が、人を集める、人のいるところに出向くことで、人権意識を高める雰囲気を醸成していくことが大切である。そのために、学校教育と社会教育が連携して地域づくりの一環として人権教育を推進していくことも一方策といえる。

《Ｐ．９・10 、12～15 参照》

（3）目的に合わせた学習方法の選択

成人による学習は、学習者がこれまでの人生で蓄積してきた失敗や成功の体験、自分の肌で感じた事実等の経験を学習に活用することで効果的なものとなる。そのため、学習者同士の経験を学習に活かすためにディスカッション等の時間を設けることは、学習効果を高めることに寄与できる。また、同じ職務や役職の参加者が集まる研修では、それぞれの経験を共有することで今後の業務の効率を上げる効果が期待できる。

学習方法に関する調査結果を見ると、主催部局によって選択した学習方法に大きな差異がみられた（図 10-1 参照）。成人教育の特徴を把握し学習者同士で共有することの学習効果をよく知っている社会教育主管課は、「ワークショップ」の手法を多く活用している。そして、啓発を中心に進めている首長部局等は、話題の提供や知識の供与に重点を置くため、「講演」の手法を多く活用していることが分かる。ただし、「講演」の効果をさらに高めるために、「ワークショップ」を併用しているケースもみられ、目的の達成に向けて工夫している様子が伺える。また、「講演」「ワークショップ」以外の学習方法は、あまり用いられていないことも分かる。

「シンポジウム」「フィルムフォーラム」、「対談・鼎談」なども、適切に使い分けることで学習効果を高めることができる。様々な学習方法の長所・短所を理解し、目的に応じて使い分けていくことが重要である。そして、全体の流れとして、レクチャー（講義）、ワークショップ（協働）、リフレクション（省察）を上手に組み合わせて、それぞれの相乗効果を生みながら充実した学習機会にしていくことが大切である。

《P．８～20 参照》

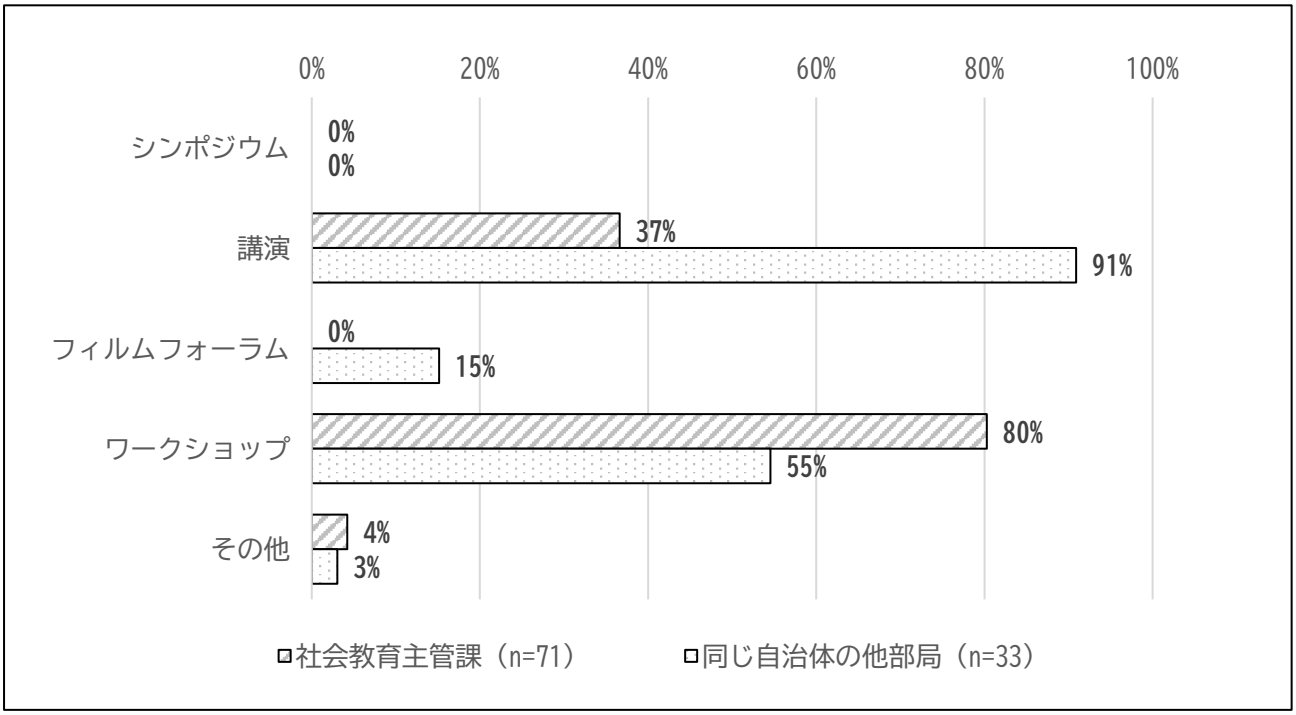


図 10-1　講座・研修で用いられた学習方法 （単独開催・主催部局別：回数を回答）

（4）短い時間で活用できるワークショップの必要性

調査結果から、人権教育中心の講座を展開する難しさについて明らかになった（P. 9・10、12～15 参照）。そこで、「他目的の講座の中での人権教育の取扱い」に着目したい。「他目的の単発講座の中での人権教育の取扱い」は、人権教育に充てられる時間が約 20 分間と短い（P. 18 図 5-6 参照）。このような短時間でとりうる学習方法は限られており、より「ワークショップ」の重要性が高まる（図 10-2 参照）。

アイスブレイクに人権教育の要素の取り入れたものや人権感覚を磨くきっかけとなるようなアクティビティを盛り込んだ短時間で取り組める「ワークショップ」の資料集、人権教育・啓発の視点を盛り込んだ学習機会の事例集等があると、市町の人権教育担当者は講座・研修の運営の参考となりうる。また、短時間であっても様々な場面で展開することによって、市町民の人権意識の高揚につながる可能性がある。

《P．8～20 参照》

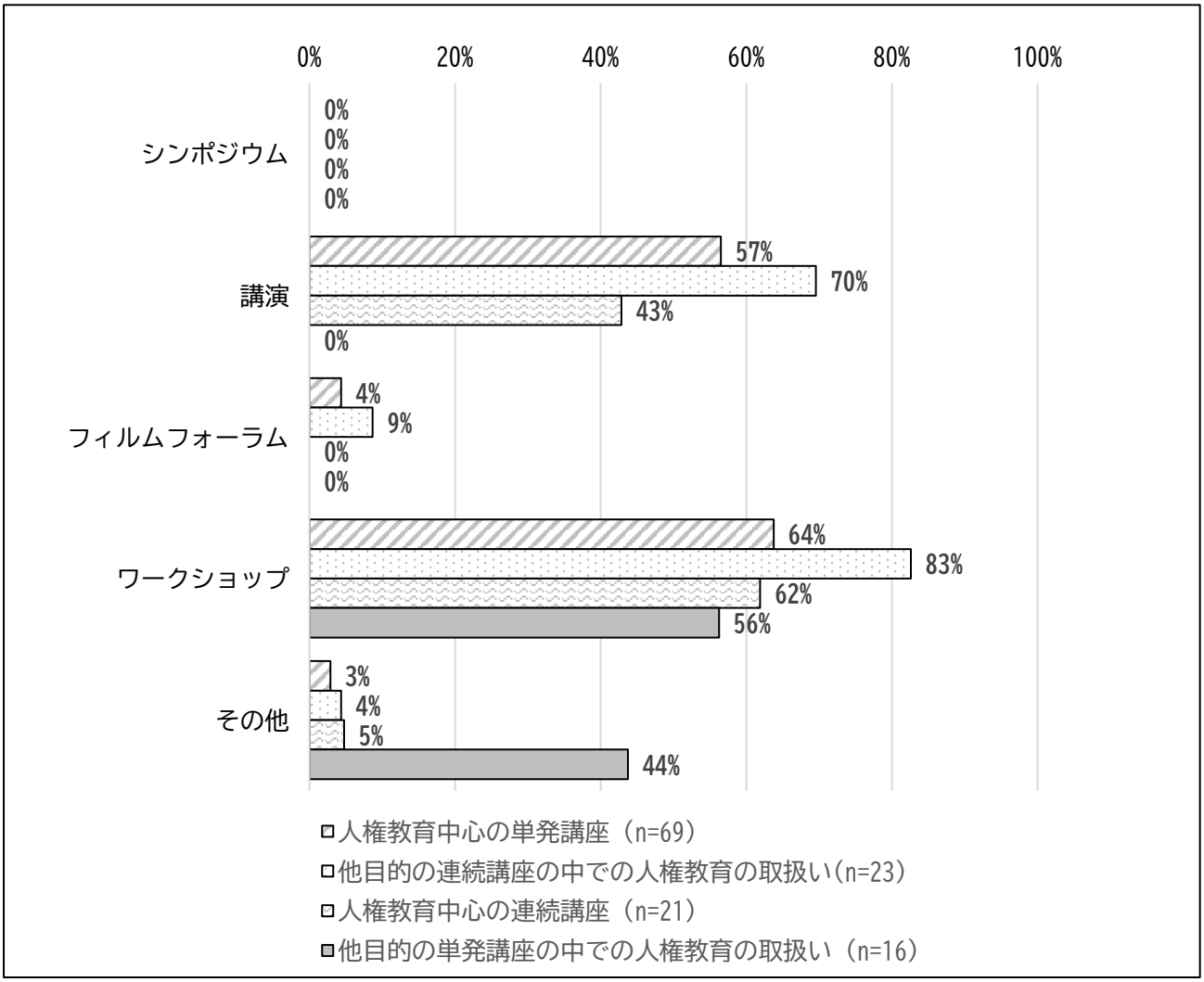


図 10-2　講座・研修で用いられた学習方法 （実施形態別：回数を回答）

（５）　人権教育・啓発に関する事業を計画・運営する職員のスキルアップ

人権教育担当者には、人権教育・啓発の意義を理解し、人権が尊重されたあるべき社会へと近づくために、市町において人権に関する学習機会を設けていくことが求められる。それは、市町における人権教育のビジョンをつくり、日頃から地域の人権課題の把握に努め、その解決・解消に向けた学習機会を計画・実行・評価し、積み重ねていくこととなる。こうした学習機会は、単に人を集めて知識やスキルを教える場にするのではなく、学習者同士の相互作用を生かして主体的な学びを支援・促進して、創発性の高い学び合いを作りあげることが求められる。

しかし、学びの場をデザインしていくために必要な知識やスキルを身に付けられる場はあまりなく、後述の人権教育に関する社会教育指導資料の活用も含めて、県として人権教育担当職員のスキルアップを図っていく必要がある。そのためには、人権教育担当職員が学べる学習機会を設けたり（市町人権教育担当職員向け研修の設置）、実際に学習機会を計画・運営する段階で教育事務所ふれあい学習課職員の支援を受けられる関係性を築いたり（市町人権教育担当者と教育事務所ふれあい学習課職員のつながりづくり〔つながれる場の設置〕）をすることも必要となるだろう。このような支援から、市町民に向けた適切な学習機会を提供でき、人権教育推進につながっていく。

《Ｐ．８～26 参照》

## ３　「人権に関する社会教育指導資料」の活用

「人権に関する社会教育指導資料」を活用している市町では、「人権問題を自分事としてとらえやすい」「日常生活に生かそうとする態度を養える」等の理由から、子育て学級、家庭教育学級（保護者対象）、公民館講座（高齢者・女性対象）、教職員・行政職員研修等様々な場面で活用している状況を確認できた（P.22・23 参照）。つまり、指導資料を活用することによる学習効果について認められているといえる。

一方、課題として、「活用する時間がない」「指導資料を知らない」「ワークショップに対する学習者のニーズがない」「ファシリテーターがいない・できない」等が挙げられた（P.23～26 参照）。すなわち、指導資料の利活用を促進していくためには、上述の学習効果を残しつつ、これらの課題を解決していく必要がある。

そこで、調査結果や県教育委員会生涯学習課や各教育事務所ふれあい学習課の人権教育を担当する社会教育主事が集まった会議での議論も踏まえて、以下に指導資料利活用促進のための方向性を考察する。

◎人権教育担当者へのアプローチ：人権教育担当者が「理解しやすい」指導資料

「人権に関する社会教育指導資料」を知らないとの回答が５市町ある（P.25 図８参照）など、各市町の人権教育担当者の指導資料についての理解が不足している状況にある。ただ、従来のような指導資料活用のＰＲを続けても、なかなか活用促進にはつながらないだろう。活用促進につながるポイントは、調査結果から浮かび上がってきた課題から見ても、人権教育担当者が指導資料の「存在を知ること」「学習効果を知ること」「活用の仕方を知ること」「活用できるスキルを身に付けること」にある。

このことから、次のような対応策が考えられる。

・指導資料掲載のワークショップ実践場面の動画の作成、配布

（「存在を知ること」「学習効果を知ること」につなげる）

・指導資料活用の事例集の作成、配布

（「学習効果を知ること」「活用の仕方を知ること」につなげる）

・指導資料掲載のワークショップのファシリテーション台本・見本動画の作成、配布

（「活用の仕方を知ること」「活用できるスキルを身に付けること」につなげる）

◎学習機会の現状に合う指導資料のバリエーション：誰もが「活用しやすい」指導資料

調査結果に基づいて講座・研修担当者の「活用しやすさ」について考えると、

・従来のワークショップ型学習よりも手軽に取り組める。
・短時間で取り組める。
・他目的の講座においても活用できる方法が提示されている。
・プログラムのファシリテーションがしやすい。
・アレンジしやすいプログラムになっている。
・活用したいプログラムを探しやすいフォーマットになっている。

等のポイントが考えられる。また、同様に学習者の「活用しやすさ」について考えると、

・人権について学ぶことへの抵抗感が軽減されている。
・ワークショップそのものへの抵抗感が和らいでいる。

等のポイントが考えられる。これらのポイントに基づく指導資料の作成が必要となる。

《Ｐ．21～26 参照》

以上のような方向性を基に、オンラインを活用した新たな学習機会の提供方法も模索しながら、人権教育推進の在り方や方策、市町に向けた支援方法等を検討していくことが必要である（下表参照）。

表　研修講座における学習機会の提供方法の分類

| 提供方法 | 重視内容 | 実施方法 | 双方向性 | 同時性 | 資料提供方法等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 非動画型<br>（文字情報をデータ化し配信） | 情報保証<br>例：資料送信 | ｵﾝﾗｲﾝ | × | ない | 活字の資料等 |
| | ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ<br>例：ﾁｬｯﾄ、ﾒｰﾙでの課題 | | △ | ない<br>（非同期ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ） | 活字の資料等 |
| ｅラーニング型<br>（コンテンツを作成し配信） | 情報保証<br>例：動画視聴 | ｵﾝﾗｲﾝ | × | ない | 動画ｺﾝﾃﾝﾂ等 |
| | ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ<br>例：動画視聴＋質問ﾌｫｰﾑ | | ○ | ない<br>（非同期ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ） | 動画ｺﾝﾃﾝﾂ等 |
| ライブ配信型 | 情報保証<br>例：講演の同時中継 | ｵﾝﾗｲﾝ | △ | ある | |
| | ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ<br>例：講師と受講者の対話 | | ◎ | ある | |
| 参集・対面型 | 情報保証<br>例：一斉型の講義 | 対面 | ○ | ある | |
| | ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ<br>例：ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを含む講義 | | ◎ | ある | |

（国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター　社会教育施設における ICT 活用と今後の研修等の在り方に関する調査研究委員会　資料）

# 第４章　まとめ

人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、県民一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが重要である。社会教育では、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくことが求められている。

「令和５（2023）年度人権教育推進の手引き」では、「人権教育推進上の努力点」として「社会教育における多様な学習機会の提供」を挙げ、「社会教育においては、全ての事業に人権教育の視点を位置付けることが重要である。また、コロナ禍など今日の社会状況を踏まえた持続可能な人権教育推進の在り方などについて工夫することが求められる」としている。大きな社会変化がある中でこれらを遂行していくためには、県及び各市町の事業運営に反映させられる人材養成や、指導資料の作成、連携・支援の在り方等について、再確認する必要があるだろう。その一助として、本報告書を活用いただければ幸いである。

最後に、調査への御協力をいただいた各市町教育委員会の皆様に対し、心から感謝を申し上げ、調査研究の報告とさせていただく。

# 参考・引用文献、参考資料

《参考・引用文献》


○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律　〔平成 12 年 12 月施行〕
○人権教育・啓発に関する基本計画　〔平成 14 年３月閣議決定〕
○人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）〔平成 11 年７月　法務省人権擁護推進審議会答申〕
○社会教育分野における人権教育事業の実施状況及び事例集
〔平成 18 年３月　財団法人 人権教育啓発推進センター〕

○栃木県教育振興基本計画 2025　〔令和３年２月　栃木県教育委員会〕
○栃木県生涯学習推進計画（六期計画）　〔令和３年３月　栃木県〕
○令和５（2023）年度 人権教育推進の手引き　〔令和５年４月　栃木県教育委員会〕
○令和５（2023）年度版 栃木県社会教育のすがた ～生涯学習の振興・社会教育の推進～
〔令和５年 10 月　栃木県教育委員会事務局生涯学習課〕
○栃木県人権教育基本方針　〔平成 14 年４月実施　栃木県教育委員会〕
○栃木県人権尊重の社会づくり条例　〔平成 30 年４月施行　栃木県〕
○栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）　〔平成 28 年４月策定　栃木県〕
○人権に関する県民意識調査 報告書　〔令和３年３月　栃木県〕
○じんけん公民館ガイド 人権に関する社会教育指導資料
〔平成 18 年３月　栃木県教育委員会事務局生涯学習課〕
○栃木県 Web サイト「人権に関する社会教育指導資料」　〔更新日 令和４年３月　栃木県〕

○栃木市人権問題に関する市民意識調査報告書　〔令和５年４月　栃木市〕
○栃木県小山市 Web サイト「美田中学校区 人権教育総合推進地域事業」
〔更新日 令和５年２月　小山市〕
○栃木県小山市 Web サイト「美田中学区 人権教育総合推進地域事業」
〔更新日 令和５年３月　小山市〕

○組織・人材開発を促進する 教育研修ファシリテーター
〔平成 22 年 10 月　堀公俊・加留部貴行 著　日本経済新聞出版社〕
○社会教育行政の基本・実務ガイド『社会教育行政職員のための「虎の巻」』
〔令和２年４月　井上昌幸 著　一般財団法人日本青年館「社会教育」編集部〕

《参考資料》

参考資料１：質問紙調査・質問紙（様式１）

## 本県社会教育における人権教育の取組状況に関する調査

様 式 1

栃木県総合教育センター

本調査は、県内各市町の社会教育における人権教育の取組状況を把握するために行うもので、調査結果を基に、社会教育における人権教育の今後の取組の方向性、及び県における人権教育指導者育成の在り方等を明らかにすることを目的としています。

回答者は**市町教育委員会社会教育主管課の人権教育担当者**、回答時間は**30分程度**を想定しています。設問は問1～問13まであり、回答できる事項すべてに回答してください。回答後は、本エクセルファイルを**令和5年11月30日(木)まで**に下記調査票提出先に提出してください。

なお、回答いただいた内容は統計的に処理し、皆様の回答を個別に公表はいたしません。但し、問9～13の回答(人権に関する社会教育指導資料の活用状況)については、栃木県教育委員会事務局生涯学習課と調査結果を共有します。

御多用中誠に恐縮ですが、調査の目的を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

＊本調査に関するお問合せ先 および 調査票提出先
栃木県総合教育センター 生涯学習部　担当 小柳・平山
電話 028-665-7206　メール t-koyanagis01@pref.tochigi.lg.jp

| | |
|---|---|
| 市 町 名<br>〔プルダウンからお選びください〕 | |
| 所　　属<br>〔所属の機関名を入力してください〕 | |
| 職　　名 | |
| 氏　　名<br>〔姓名の間を全角1マス空けて入力してください〕 | |
| 連絡先電話番号<br>〔ハイフン(-)を入れて全て半角で入力してください〕 | |

令和5年10月1日現在の情報を入力してください。

**＊人権課題の把握・対応について(現在の状況について回答してください)**

問1　貴市町では、管内の人権課題についてどのような方法で把握し、どれくらいの頻度で実施していますか。実施している方法について、下記の**選択肢の中からすべて選び**、(　)内に○を入力してください。また、選択した方法の実施頻度を**「△年に□回」の形**で入力してください。

(　) ア　インターネットを活用したアンケート　〔　年に　回〕
(　) イ　紙媒体によるアンケート　〔　年に　回〕
(　) ウ　ヒアリング　〔　年に　回〕
(　) エ　その他　[ 具体的な方法:　]　〔　年に　回〕
(　) オ　特に実施していない

問2　貴市町では、どのような人権課題について対応の必要性を感じていますか。下記の選択肢の中から**3つ以内で選び、最も対応の必要性を感じている課題(1つ)には◎を、その次に対応の必要性を感じている課題(2つ以内)には○**を、それぞれ(　)内に入力してください。なお、「ソ」を回答の場合は○を入力してください。

(　) ア　女性　(　) イ　子ども
(　) ウ　高齢者　(　) エ　障害者
(　) オ　部落差別(同和問題)　(　) カ　外国人
(　) キ　犯罪被害者とその家族　(　) ク　災害に伴う人権問題
(　) ケ　インターネットによる人権侵害　(　) コ　性的指向・性自認
(　) サ　ホームレス等生活困窮者　(　) シ　北朝鮮当局による拉致問題等
(　) ス　HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者
(　) セ　その他　[ 具体的な内容:　]
(　) ソ　特にない

~1~

＊人権教育の推進について（今年度の状況について回答してください）

問3　貴市町教育委員会社会教育主管課では、どのような機関と連携して人権教育を推進していますか。下記の選択肢の中から**すべて選び、最も連携している機関（1つ）には◎を、それ以外連携している機関には○を**、それぞれ（　）内に入力してください。なお、「ケ」を回答の場合は○を入力してください。

（　）　ア　同じ自治体の他部局　［具体的な部局名：　］
（　）　イ　国の機関　（　）　ウ　県の機関
（　）　エ　民間団体　（　）　オ　教育機関（大学等）
（　）　カ　地域の協議会（自治会等）　（　）　キ　企業
（　）　ク　その他　［具体的な機関：　］
（　）　ケ　特に連携していない

問4　貴市町における人権教育推進上の課題を、下記の**枠内に入力**してください。

＊人権教育・啓発に関する事業の実施状況について（**今年度**の状況について回答してください）

問5　貴市町で実施している人権に関する事業（人権教育・啓発に関すること）の内容ついて、下記の選択肢の中から**すべて選び、貴部署・他部署両方で主催している場合（連携も含む）には◎を、貴部署のみが主催している場合には○を、他部署のみが主催している場合には△を、それぞれ（　）内に入力**してください。なお、「ク」を回答の場合は○を入力してください。

（　）　ア　講座（市民向け）　→問6・7・9～　（　）　イ　研修（職員向け）　→問6・7・9～
（　）　ウ　資料製作　→問6・9～　（　）　エ　調査・研究　→問6・9～
（　）　オ　助成　→問6・9～　（　）　カ　コンクール・作品展示　→問6・9～
（　）　キ　その他　［具体的な事業内容：　］　→問6・9～
（　）　ク　特に実施していない　→問8～

問6　**問5で「ア～キ」と回答した方（人権に関する何らかの事業に取り組んでいる）にお伺いします。**
貴市町における人権に関する事業（人権教育・啓発に関すること）について、事業実施による成果と課題を下記の枠内にそれぞれ入力してください。

● 成果

● 課題

問7　**問5で「ア」「イ」と回答した方にお伺いします。**
実施している講座・研修（人権教育・啓発を扱った講座・研修）全てについて、**別紙 様式2**の各項目にそれぞれ入力してください。なお、入力する前に、下記「入力する各項目の説明」をお読みになり、その内容にしたがって入力してください。

●入力する各項目の説明

○ 学級・講座・研修会・講演会名
実施している講座の名称を入力してください。

○ 主催部署
学級・講座・研修会・講演会を主催している部署を入力（プルダウンリストより選択）して

○ 実施形態
人権教育が主目的の講座か、連続講座か単発講座かなどの講座・研修の実施形態について入力（プルダウンリストより選択）してください。

○ 参加対象
学級・講座・研修会・講演会の受講対象を入力（プルダウンリストより選択）してください。

○ 実施場所
学級・講座・研修会・講演会の実施場所を入力（プルダウンリストより選択）してください。他目的の連続講座の場合には、人権教育・啓発に関する内容を実施した場所を入力してください。

○ 総実施時間
講座・研修実施の総時間（連続講座・研修は講座時間の合計）を**10分単位**で入力してください。

○ 総実施回数
学級・講座・研修会・講演会の実施回数を入力してください。

○ 人権の取扱い
上記、総実施時間・総実施回数の中で、人権教育・啓発に充てた時間・回数を入力してください。時間は**10分単位**で入力してください。

○ 定　員
学級・講座・研修会・講演会の定員を入力してください。（定員がない場合には、「なし」）

○ 参加人数
学級・講座・研修会・講演会に参加した人数を入力してください。なお、連続講座の場合には、延べ人数を入力してください。

○ 取り上げた人権課題
講座で取り上げた人権課題について入力（プルダウンリストより選択）してください。

○ 学習方法・実施回数
講座で活用した学習方法を選択肢の中から選び、その学習方法による実施回数を入力してください。

○ 特記事項
補足説明等必要なものについて入力してください。

問8　**問5で「ク」と回答した方（人権に関する事業に取り組んでいない）にお伺いします。**
貴市町において人権に関する事業を実施していない理由を、下記の枠内に入力してください。

＊人権に関する社会教育指導資料の活用状況について

栃木県教育委員会では、昭和53(1978)年度から指導資料の作成を計画的に行い、特に平成9(1997)年度からは、参加体験型人権学習を中心とした、実践的な人権意識を高めることを目指した人権に関する社会教育指導資料を作成してきました。
問9以降の設問は、この「人権に関する社会教育指導資料」に関する内容です。

【なお、平成14(2002)年度以降の資料は、県のホームページに掲載しています。】

問9　貴市町における人権に関する事業で、「人権に関する社会教育指導資料」を活用していますか。下記の選択肢の中からあてはまるものを選び、(　)内に○を入力してください。

(　)　ア　活用している　→問10・11へ
(　)　イ　活用していない　→問12・13へ

問10　**問9で「ア」と回答した方にお伺いします。**
貴市町における人権に関する事業での、「人権に関する社会教育指導資料」の活用場面について、下記の選択肢の中から**あてはまるものをすべて選び**、(　)内に○を入力してください。また、実施講座・研修について、様式2に入力した**講座・研修の丸囲み番号を回答欄に入力**し、その活用時間を**10分単位**で入力してください。

(　)　ア　講座(市民向け:人権教育・啓発を主目的とする講座)
【例: 人権教育学級・人権講演会 など】
(　)　イ　講座(市民向け:人権教育・啓発以外を主目的とする講座)
【例: 家庭教育学級・女性学級・高齢者教室・福祉研修・生涯学習フェスタ など】
(　)　ウ　研修(職員向け)　【例: 職員研修 など】
(　)　エ　その他　[ 具体的な内容:　　]

● 実施講座・研修

| 講座・研修の丸囲み番号(様式2) | 学級・講座・研修会・講演会名 (様式2・本表丸囲み番号の入力により自動入力されます) | 活用時間 |
|---|---|---|
| | | 分 |
| | | 分 |
| | | 分 |
| | | 分 |
| | | 分 |

問11　**問9で「ア」と回答した方にお伺いします。**
「人権に関する社会教育指導資料」を貴市町における人権に関する事業で活用する上での成果と課題について、下記の枠内にそれぞれ入力してください。

● 成果

| |
|---|
| |

● 課題

| |
|---|
| |

問12　**問9で「イ」と回答した方にお伺いします。**
「人権に関する社会教育指導資料」を貴市町における人権に関する事業で活用していない理由について、下記の選択肢の中から**あてはまるものをすべて選び**、(　)内に○を入力してください。

(　)　ア　「人権に関する社会教育指導資料」を知らない
(　)　イ　学習者の参加体験型学習のニーズがない
(　)　ウ　「人権に関する社会教育指導資料」の内容が使いにくい
(　)　エ　担当者に「人権に関する社会教育指導資料」を使用する知識・技術がない
(　)　オ　「人権に関する社会教育指導資料」を活用する時間がない
(　)　カ　他のワークショップに取り組んでいる
(　)　キ　ワークショップ以外の学習方法を選択したい
(　)　ク　ホームページに掲載されている資料がPDFファイルのため活用しにくい
(　)　ケ　その他〔　　〕

問13　**問9で「イ」と回答した方にお伺いします。**
問12で挙げた「人権に関する社会教育指導資料」を活用していない理由について、その問題点を解消するために必要だと思うことを、下記の枠内に入力してください。

| |
|---|
| |

**設問は以上です。御回答ありがとうございました。**
**本調査票冒頭にある提出先まで、本ファイルを提出してください。**

参考資料２：質問紙調査・質問紙（様式２）

様 式 2

## 実施講座に関する詳細について【問7】

栃木県総合教育センター

＊回答上の注意点

実施している講座･研修(人権教育･啓発を内容とする講座･研修)全てについて、講座･研修ごとに下表の各項目をそれぞれ入力してください。

なお、入力する前に、様式1の問7設問にある「入力する各項目の説明」を必ずお読みになり、その内容にしたがって入力してください。

… **プルダウンリスト**より入力していただくセルになります。

… **記述**により入力していただくセルになります。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 学 級･講 座<br>研修会･講演会 名 | | | | | |
| | 主催部署 | | | 実施形態 | | |
| | 参加対象 | | | 実施場所 | | |
| | 総実施時間 | 分 | | 総回数 | 回 | |
| | 上記のうち<br>人権の取扱い | 分 | | 上記のうち<br>人権の取扱い | 回 | |
| | 定 員 | 名 | | 参加人数 | 名 | |
| | 取り上げた<br>人 権 課 題 | | | | | |
| | 学習方法<br>実施回数 | 1 シンポジウム | | | ( 回) | |
| | | 2 講演 | | | ( 回) | |
| | | 3 フィルムフォーラム | | | ( 回) | |
| | | 4 ワークショップ | | | ( 回) | |
| | | 5 その他 〔 内容: | | 〕 | ( 回) | |
| | | 〔 内容: | | 〕 | ( 回) | |
| | 特記事項 | | | | | |

| ② | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学級・講座<br>研修会・講演会 名 | | | | | |
| | 主催部署 | | | 実施形態 | | |
| | 参加対象 | | | 実施場所 | | |
| | 総実施時間 | 分 | | 総回数 | 回 | |
| | 上記のうち<br>人権の取扱い | 分 | | 上記のうち<br>人権の取扱い | 回 | |
| | 定員 | 名 | | 参加人数 | 名 | |
| | 取り上げた<br>人権課題 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 学習方法<br>実施回数 | 1 シンポジウム | | | ( 回) | |
| | | 2 講演 | | | ( 回) | |
| | | 3 フィルムフォーラム | | | ( 回) | |
| | | 4 ワークショップ | | | ( 回) | |
| | | 5 その他 〔 内容: | | 〕 | ( 回) | |
| | | 〔 内容: | | 〕 | ( 回) | |
| | 特記事項 | | | | | |

| ③ | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学級・講座<br>研修会・講演会 名 | | | | | |
| | 主催部署 | | | 実施形態 | | |
| | 参加対象 | | | 実施場所 | | |
| | 総実施時間 | 分 | | 総回数 | 回 | |
| | 上記のうち<br>人権の取扱い | 分 | | 上記のうち<br>人権の取扱い | 回 | |
| | 定員 | 名 | | 参加人数 | 名 | |
| | 取り上げた<br>人権課題 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 学習方法<br>実施回数 | 1 シンポジウム | | | ( 回) | |
| | | 2 講演 | | | ( 回) | |
| | | 3 フィルムフォーラム | | | ( 回) | |
| | | 4 ワークショップ | | | ( 回) | |
| | | 5 その他 〔 内容: | | 〕 | ( 回) | |
| | | 〔 内容: | | 〕 | ( 回) | |
| | 特記事項 | | | | | |

本報告書は、Web サイト「とちぎレインボーネット」でも御覧いただけます。

https://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/research

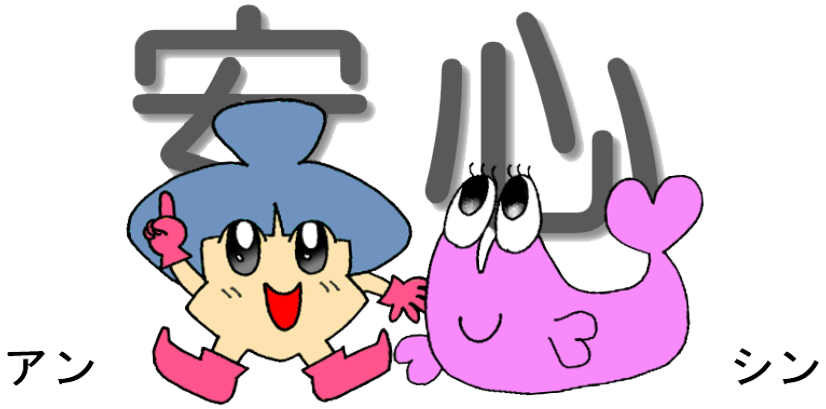


# 人権が尊重される共生社会の実現を目指して

～社会教育における人権教育に関する調査研究～

令和６（2024）年３月

編集・発行　栃木県総合教育センター

〒320-0002　栃木県宇都宮市瓦谷町 1070
栃木県総合教育センター 生涯学習部

TEL　028-665-7206　　FAX　028-665-7219
URL　https://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/